

令和7年9月 決算特別委員会議録

令和7年9月8日 開会

令和7年9月9日 閉会

三戸町議会

目 次

1 日目 令和7年9月8日（月）

日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
職務のために出席した事務局職員	2
開会・開議	3
議案第62号から議案第69号まで一括上程（日程1）	3
議案第62号 審査（日程2）	6

2 日目 令和7年9月9日（火）

日程	41
本日の会議に付した事件	41
出席委員	41
欠席委員	41
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	42
職務のために出席した事務局職員	42
開 議	43
議案第62号 審査（日程1）	43
議案第63号～69号 審査（日程2）	54
議案第62号 採決（日程3）	73
議案第63号 採決（日程4）	73
議案第64号 採決（日程5）	73
議案第65号 採決（日程6）	74
議案第66号 採決（日程7）	74
議案第67号 採決（日程8）	75
議案第68号 採決（日程9）	75
議案第69号 採決（日程10）	75
閉 会	75
署 名	76

1日目 令和7年9月8日（月）

○日程

1. 議案第62号から議案第69号まで一括上程
 2. 議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳入は1款町税から9款地方特例交付金まで、10款地方交付税から21款町債まで一括、歳出は1款議会費から9款消防費まで款ごとに審査)
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員（14人）

1番	五十嵐	淳	君
2番	松尾	道郎	君
3番	柳 霽	圭太	君
4番	小笠原	君男	君
5番	和田	誠	君
6番	山田	将之	君
7番	栗谷川	柳子	君
8番	藤原	文雄	君
9番	番屋	博光	君
10番	千葉	有子	君
11番	久慈	聰	君
12番	澤田	道憲	君
13番	佐々木	和志	君
14番	竹原	義人	君

○欠席委員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二	君
委任説明員	副町長	本宿貴一	君
	参事（農林課長事務取扱）	貝守世光	君
	会計管理者（会計課長）	武士沢忠正	君
	参事（総務課長事務取扱）	太田明雄	君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	極檀浩	君
	建設課長	齋藤優	君
	健康長寿課長	中村正	君
	まちづくり推進課長	櫻井学	君
	税務課長	下村太平	君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄	君
	総務課財政指導監	多賀昭宏	君

三戸中央病院事務次長 中村義信君
まちづくり課ふるさと納税室長 高屋敷一弘君

○農業委員会事務局

説明員会長 梅田晃君
委任説明員事務局長 貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員教育長 慶長隆光君
委任説明員事務局長 櫻井学君
史跡対策室長 金子祐之君

○代表監査委員

馬場行雄君

他、各所属の班長級職員等

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱） 井畠淳一君
総括主幹 相馬英生君
総括主幹 櫻井優子君

会議の顛末

令和7年9月8日

(午前10時00分)

○委員長(千葉 有子君)

ただいまから決算特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

次に、説明員の出席は本会議と同じであります。特に本委員会には課長級から班長級までの職員の出席を認めておりますので、ご了承願います。

委員長からお願いを申し上げます。質疑を行う際には、決算書のページを述べてから、関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭に発言いただき、効率的な議事運営にご協力を願いいたします。

また、重複する質問は避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いをいたします。

次に、本委員会に付託されました議案第62号から議案第69号までの決算認定議案8件を一括上程します。

上程しました決算認定について、会計管理者から決算の概要について説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者(武士沢 忠正君)

それでは、令和6年度三戸町歳入歳出決算について概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計からご説明をいたします。決算書11ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。令和6年度の一般会計は、1、歳入総額71億4,037万7,000円、2、歳出総額67億8,360万5,000円で決算となり、3、歳入歳出差引額は3億5,677万2,000円となっております。また、4、翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2)、繰越明許費繰越額5,727万3,000円を差し引いた5、実質収支額は2億9,949万9,000円となります。この額からの6、基金繰入額については、地方自治法第233条の2の規定により1億5,000万円を財政調整基金へ積み立て、残額の1億4,949万9,000円を令和6年度へ繰り越しております。

一般会計歳入歳出決算の概要につきましては、決算書1ページから10ページまで、款及び項に分類し掲載をしております。

それでは歳入についてご説明を申し上げます。決算書1ページをお願いいたします。初めに、地方公共団体が自主的に収入をし財源とする自主財源は、1ページの1款町税、3ページの12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、16款財産収入から5ページの20款諸収入までとなっており、この収入総額の合計は18億1,968万1,000円で、歳入全体に占める割合は25.5%となっております。これに対し、国、県から交付される財源となる依存財源は、1ページの2款地方譲与税から3ページの11款交通安全対策特別交付金、14款国庫支出金、15款県支出金、5ページの21款町債であり、これらの合計額は53億2,069万6,000円で、歳入全体に占める割合は74.5%となっております。

歳入全体に占める割合の順から申し上げますと、10款地方交付税が34億3,520万5,000円で、歳入全体の48.1%、1款町税が8億6,213万9,000円で12.1%、14款国庫支出金が7億8,358万7,000円で11%、15款県支出金が4億8,167万4,000円で6.7%、17款寄附金が3億5,340万3,000円で4.9%となっております。

歳入全体を前年度と比較いたしますと、5,100万7,000円の減となっております。

次に、歳入の増減について概要をご説明いたします。歳入の増額が大きかったものについては、3ページ、17款寄附金の収入済額が3億5,340万2,000円で、前年度から7,020万4,000円の増となっており、ふるさと納税寄附金6,804万6,000円の増が主なものとなっております。

次に、2ページ、10款地方交付税が収入済額34億3,520万5,000円で、前年度から5,813万1,000円の増となっており、臨時経済対策費、地方公務員給与改定による増額が主なものとなっております。

次に、9款地方特例交付金が収入済額3,498万2,000円で、前年度から3,167万9,000円の増となっており、定額減税による個人住民税の減収に対する補填分が交付されたものとなっております。

次に、歳入の減額が大きかったものについては、5ページ、21款町債の収入済額2億1,640万円で、前年度から1億9,700万円の減となっており、町営住宅整備事業債が8,620万円の減、ケーブルテレビ整備更新事業債7,680万円の減が主なものとなっております。

次に、3ページ、14款国庫支出金の収入済額7億8,358万7,000円は、前年度から6,817万9,000円の減となっており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金9,356万2,000円、新型コロナウイルス接種費用負担金、接種体制確保事業費補助金285万9,000円の減が主なものとなっております。

次に、15款支出金の収入済額4億8,167万4,000円は、前年度から5,670万4,000円の減となっており、物価高騰緊急対策市町村交付金4,180万7,000円、青森県子ども・子育て世帯応援給付事業1,938万2,000円の減が主なものとなっております。

次は1ページ、1款町税の収入済額8億6,213万9,000円で、前年度から4,130万3,000円の減で、定額減税による住民税の減、令和6年度固定資産の評価替えに伴う課税額の減、太陽光発電、風力発電に係る設備の償却資産の減によるものが主なものとなっております。

次に、決算書7ページをお願いいたします。歳出の概要についてご説明をいたします。歳出の割合順では、3款民生費が17億5,538万円で、歳出全体の25.9%、2款総務費が12億7,744万円で18.8%、4款衛生費が12億1,582万3,000円で17.9%を占めています。

歳出全体を前年度と比較いたしますと1億4,303万8,000円の減となっております。

次に、歳出の増減額につきまして順にご説明を申し上げます。歳出の増額が大きかった主なものは、7ページ、4款衛生費が支出済額12億1,582万3,000円で、前年度から7,122万9,000円の増となっております。次に、9ページ、10款教育費が支出済額5億9,967万3,000円で7,047万円の増、次に9款消防費が支出済額2億4,781万9,000円で1,159万6,000円の増となっております。

一方、歳出の減額が大きかった主なものは、7ページ、8款土木費が支出済額5億248万2,000円で、前年度から8,583万4,000円の減となっております。次に、3款民生費が支出済額17億5,538万円で6,190万3,000円の減。次に、9ページ、12款公債費が支出済額6億6,805万7,000円で5,377万3,000円の減、次に11款災害復旧費が支出済額2,453万9,000円で2,905万8,000円の減となっております。

以上が一般会計の概要となります。

次に、決算書146ページ以降の特別会計についてございますが、令和6年度から簡易水道事業会計及び下水道事業会計が公営企業会計へ移行となり、決算書様式が変更となっております。

また、これ以外の特別会計である町立学校給食共同調理場特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険事業勘定特別会計、これらについてはこれまでどおりの決算書様式となります。

また、これら4会計の歳入総額の合計は33億4,344万3,000円、歳出総額は32億5,582万2,000円となっており、実質収支額は8,762万1,000円となっております。

次に、特別会計における基金への積立てでございますが、介護保険特別会計では実質収支額のうち1,396万6,000円を介護保険給付費準備基金に積立てし、国民健康保険事業勘定特別会計では実質収支額のうち289万5,000円を国保財政調整基金へ積立てをしております。

次に、214ページ以降の公営企業会計についてご説明をいたします。初めに、国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入決算額17億9,043万2,000円、支出決算額18億1,021万5,000円となっており、216ページ、資本的収入及び支出については、収入決算額1億8,178万1,000円、支出決算額2億6,097万3,000円となっております。事業の詳細につきましては、決算書の222ページに令和6年度事業報告書として記載をしております。

次に、234ページ、三戸町簡易水道事業会計についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入決算額1億603万6,000円、支出決算額1億412万4,000円となっており、236ページ、資本的収入及び支出については、収入決算額6,173万2,000円、支出決算額6,759万8,000円となっております。事業の詳細につきましては、決算書の244ページに令和6年度事業報告書として記載をしております。

次に258ページ、三戸町下水道事業会計についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入決算額2億3,561万2,000円、支出決算額2億5,358万3,000円となっており、260ページ、資本的収入及び支出については、収入決算額5,951万5,000円、支出決算額1億3,202万5,000円となっております。また、事業の詳細につきましては、決算書の268ページに令和6年度事業報告書として記載をしております。

以上が令和6年度一般会計及び特別会計の決算の概要となります。また、決算書12ページ以降、一般会計歳入歳出決算事項別明細書及び特別会計それぞれの歳入歳出の内容を掲載しております。この後、各担当課長から説明がございます。

それでは、以上で説明を終わります。適切かつ十分なご審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（千葉 有子君）

次に、代表監査委員から審査意見の概要について説明を求めます。

馬場代表監査委員。

○代表監査委員（馬場 行雄君）

監査委員を代表いたしまして、私から令和6年度三戸町一般会計、特別会計及び企業会計の決算につきまして審査の概要を申し上げます。

決算審査に当たりましては、提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況などのほか、例月出納検査や定期監査及び随時監査の結果なども参考とし、関係者から説明を求め、実施いたしました。

その結果、各決算は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算の執行状況につきましても目的に従い適正に行われているものと認められました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金

不足比率につきまして、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、各会計とも適正に作成されているものと認められました。

なお、審査意見の詳細につきましては、お手元に配付しております別冊の審査意見書に記述してございますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして決算審査の概要説明を終わります。令和7年9月8日、三戸町代表監査委員、馬場行雄。

○委員長（千葉 有子君）

それでは、議案第62号から順次審査を行います。

議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

歳入、1款町税から9款地方特例交付金までの説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（下村 太平君）

令和6年度一般会計歳入の1款町税から9款地方特例交付金までについて補足説明申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお開き願います。初めに、1款町税は、1項の市町村民税から4項の市町村たばこ税までの総額であり、一般会計歳入全体の12.1%を占める町の主要財源の一つとなっております。令和6年度の調定額は8億9,355万2,000円で、前年度より4,201万7,000円、率にして4.5%の減となり、収入済額についても8億6,213万9,000円で、前年度より4,130万2,000円、4.6%の減となっております。一方、町税全体の収納率については、前年度の96.6%に対し96.5%と0.1ポイント減少しております。

これを現年課税分と滞納繰越分とに分けた場合、現年課税分の調定額合計は8億6,544万3,000円で、前年度より4,059万8,000円、4.5%の減であり、収入済額の合計は8億5,379万6,000円で、前年度に比べ4,168万2,000円、4.7%の減となっております。一方、現年課税分の収納率については、前年度の98.8%に対し98.6%と0.2ポイント減少しております。

次に、滞納繰越分の調定額合計は2,800万9,000円で、前年度より141万8,000円の減、率にして4.8%の減となりましたが、収入済額の合計は834万3,000円で、前年度に比べ37万9,000円、4.8%の増となっております。収納率は、前年度の27.1%から29.8%へ2.7ポイント増加しております。

次に、町税に関する不納欠損額402万4,000円は、地方税法に規定する時効などにより債権が消滅した90名分の不納欠損処分の合計額であります。また、調定額から収入済額、不納欠損額を差し引いた2,738万9,000円が収入未済額となりますが、前年度より37万1,000円減少しております。

次に個々の税目の現年課税分についてご説明いたします。1項1目個人市町村民税の調定額2億6,601万4,000円は、前年度より59人少ない4,136人に対して賦課したものです。金額で1,761万4,000円の減、率にして6.2%の減となっております。収入済額は2億6,148万1,000円で、2,042万9,000円の減となっております。収納率は98.3%でした。

1項2目法人市町村民税の調定額は、特定業種の業績悪化により、前年度より282万5,000円少ない4,068万8,000円で6.5%の減となっております。収入済額は4,047万4,000円で、274万4,000円の減、率にして6.3%の減となっております。収納率は99.5

%でした。

2項固定資産税の調定額は、1目と2目の現年課税分を合計すると4億2,771万6,000円で、償却資産の減などにより前年度より1,639万2,000円、率にして3.7%の減となっております。収入済額の合計は4億2,145万3,000円で1,480万3,000円、率にして3.4%の減となっております。収納率は98.5%でした。

3項軽自動車税の調定額は、1目と2目の現年課税分を合計すると4,304万円で、環境性能割交付金の減により、前年度より5万9,000円、率にして0.1%の減となっております。収入済額の合計は4,230万3,000円で2,000円の増、率にしてほぼ同率となっております。収納率は98.3%でした。

4項市町村たばこ税について、令和6年度の売渡し本数は、前年度より48万9,000本少ない1,352万本となりました。調定額、収入済額は8,808万4,000円で、370万7,000円の減、率にして4%の減となっております。

本町の町税収納対策につきましては、納税者の利便性向上のため、コンビニ収納を実施しているほか、納付書のQRコードによるキャッシュレス決済にも対応しております。滞納者に対しては、訪問や電話催告等の納付勧奨を行うなど、年間を通じて収納対策に取り組んでおります。また、納付に応じない滞納者については、青森県市町村税滞納整理機構や三八地域県民局県税部へ徴収権を移管し、債権差押え等の滞納処分を進めています。令和6年度の新たな移管は、県税部に3人、滞納整理機構に41人で、収納金額は県税部が7万2,000円、滞納整理機構が690万円となっております。

14ページ、15ページをお開き願います。2款地方譲与税は9,833万7,000円と、前年度より609万2,000円の増となっております。

1項1目地方揮発油譲与税は、ガソリン1キロリットルにつき税率5,200円が賦課されており、そのうちの58%が都道府県、42%が市町村に譲与されるものです。調定額、収入済額ともに前年度より27万4,000円少ない1,831万2,000円となっております。

2項1目自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の40.7%が市町村に譲与されるものです。前年度より9,000円多い5,604万4,000円が譲与されております。

これら2つの譲与税は、市町村道の延長と面積に応じて案分された額が各市町村に譲与されております。

3項1目森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成と災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保することを目的としたもので、前年度より635万7,000円多い2,398万1,000円が譲与されております。

次に3款1項1目利子割交付金は、預貯金等の利子に課税された都道府県民税の一部が市町村に交付されるものです。前年度より7万2,000円多い35万1,000円となっております。

4款1項1目配当割交付金は、株の配当金などに課税された都道府県民税の一部が市町村に交付されるものです。前年度より104万6,000円多い311万5,000円となっております。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、株を売って得た所得に課税された都道府県民税のうち、その一部が市町村に交付されるものです。なお、これら3つの交付金は、県の税率がいずれも5%で、市町村に交付される割合は県の税収全体の59.4%となっており、これを個人県民税の額に応じて案分した額が各市町村に交付されております。前年度より159万5,000円多い380万3,000円でした。

16ページ、17ページをお開き願います。6款1項1目法人事業税交付金は、法人市町村民税法人税割の税率改正に伴う減収分の補填措置として、県税である法人事業税の一部が各市町村の法人税割額及び従業者数に応じて県から交付されたものです。前

年度より92万9,000円多い1,400万7,000円が交付されております。

7款1項1目地方消費税交付金は、都道府県に国から払い込まれた地方消費税の2分の1が人口などで案分されて各市町村に交付されるものです。堅調な消費動向や物価の上昇等により、前年度より1,797万9,000円多い2億4,021万円が交付されております。内訳では、従来分が780万1,000円の増、社会保障財源化分が1,017万8,000円の増となっております。

8款1項1目環境性能割交付金は、都道府県に納められた自動車税環境性能割の44.65%が市町村道の延長と面積に応じて交付されるものです。環境性能割は、自動車取得税に相当するもので、前年度より34万8,000円の増、830万円となっております。

9款1項1目地方特例交付金では、住宅ローン減税に伴う減収補填分が交付されているほか、令和6年度は定額減税による減収補填特例交付金3,115万5,000円が交付しております。これにより、前年度と比較して3,167万9,000円の増、3,498万2,000円となっております。

以上、1款町税から9款地方特例交付金までの収入済額の合計は、昨年度より1,772万3,000円多い12億6,524万4,000円となっております。

これで補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳入、10款地方交付税から21款町債までの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

歳入、10款地方交付税から21款町債まで、主なものにつきまして補足説明申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。10款1項1目1節地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税合わせて34億3,520万5,000円となっております。

18、19ページをお願いいたします。11款1項1目1節交通安全対策特別交付金72万5,000円は、交通反則金を原資とし、町が行う交通安全施設整備の財源として交付されたものであります。

12款分担金及び負担金ですが、1項1目民生費負担金の主なものは、2節児童福祉費負担金にあります保育所入所児童保護者負担金67万8,000円で、延べ41人分の負担金となっております。病後児保育保護者負担金3万4,000円は、6か月児から12歳児までの病気回復期における利用者延べ27人分の負担金となっております。

4目教育費負担金、1節教育総務費負担金にあります教育研究所指導主事給与費負担金909万1,000円は、三戸地方教育研究所に配属している指導主事1名分の負担金であります。

13款1項1目1節総務管理使用料のコワーキングスペース利用料19万1,000円は、延べ567人が利用したものであります。

20、21ページをお願いいたします。4目3節住宅使用料の町営住宅使用料1,106万7,000円は、町営住宅11団地に係る使用料であります。

2項1目2節戸籍住民台帳手数料における各種証明等交付件数の合計は1万3,361件であり、手数料収入の合計は406万7,000円となっております。

22、23ページをお願いいたします。14款国庫支出金であります、1項1目1節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金1億6,714万4,000円は、町が行う障害福祉サービスに対し、国が2分の1を負担するものであります。

3節児童福祉費負担金にあります教育・保育施設型給付費負担金1億5,267万4,000円は、認定こども園等に対する給付について国が負担するものであります。次の行にあります児童手当負担金7,093万1,000円は、支給額の一部を国が負担するものであります。

2項1目1節総務管理費補助金のデジタル基盤改革支援補助金3,832万4,000円は、総合行政情報システム標準化対応業務委託料に対する補助金であります。次のデジタル田園都市国家構想交付金248万6,000円は、書かない窓口システム導入委託料に対する補助金であります。次の物価高騰対応地方創生臨時交付金1億7,259万3,000円及び前年度繰越明許分物価高騰対応地方創生臨時交付金225万2,000円は、定額減税補足給付金給付事業、住民税非課税世帯等給付金給付事業、プレミアム付商品券発行事業費補助金などの財源としたものであります。

24、25ページをお願いいたします。2目2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金2,875万円は、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などに対する国庫補助金であります。

4目1節道路河川費補助金の道路更新防災等対策事業費補助金648万6,000円は、沢田橋等の橋梁補修事業、下川原橋ほか橋梁定期点検計画修正業務に対するものであります。次の防災・安全交付金1,378万8,000円は、町道久慈町留ヶ崎梅内線舗装改良工事、道路附属物点検業務、舗装長寿命化修繕計画策定業務等に対するものであります。次の前年度繰越明許分道路更新防災等対策事業費補助金2,381万1,000円は、留ヶ崎2号橋等の橋梁補修事業に対する補助金であります。

2節住宅費補助金の社会资本整備総合交付金857万9,000円は、(仮称)まちなか第1団地整備事業アドバイザリー業務委託料等に対するものであります。

5目1節消防費補助金の消防団設備整備事業費補助金77万円は、三戸町消防団第5分団に配備した小型動力ポンプの購入に対するものであります。

26、27ページをお願いいたします。15款1項1目1節社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金3,845万5,000円は、国保財政を安定させるための県負担金であり、国民健康保険事業勘定特別会計へ繰り出しをしたものであります。次の障害者自立支援給付費負担金7,993万1,000円は、国庫支出金に合わせて県からの負担により障害福祉サービスに充てたものであります。

2節老人福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金3,541万9,000円は、保険料の軽減に伴う補填分を県が負担したものであります。

3節児童福祉費負担金の教育・保育施設型給付費負担金7,089万6,000円は、認定こども園等に対する経費を県が負担したものであります。次の児童手当負担金1,264万6,000円は、児童手当支給額の一部を県が負担したものであります。

2項1目1節総務管理費補助金の核燃料物質等取扱税交付金2,314万2,000円は、三戸中央病院運営事業、三戸高等学校クリエイティ部活動支援事業、サテライトオフィス誘致促進事業に充てたものであります。

2目1節社会福祉費補助金の灯油購入費助成事業費補助金194万2,000円は、住民税

非課税世帯への燃料費助成事業へ充てたものであります。

2目3節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金2,206万2,000円は、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などに対する補助金であります。学校給食費無償化等子育て支援交付金863万6,000円は、零歳児から2歳児保育料無償化事業、乳幼児用品購入費助成事業等へ充てたものであります。

28、29ページをお願いいたします。3目2節清掃費補助金の電源立地地域対策交付金1,140万円は、ごみ収集委託料へ充てたものであります。

4目1節農業費補助金の中山間地域直接支払事業費補助金8,143万4,000円は、傾斜地など耕作不利地域への集落協定団体に対する補助金であります。経営所得安定対策推進事業費補助金417万1,000円は、水稻作付農家の経営安定などの事業に対する補助金、また農業人材力強化総合支援事業費補助金255万円は新規就農者2名に対する補助金、多面的機能支払交付金664万円は農業の多面的機能の維持、発揮を図る活動組織に対する交付金、新規就農者育成総合対策費補助金600万円は新規就農者4経営体に対する補助金であります。

6目1節小学校費補助金の学校における働き方改革推進事業費補助金95万1,000円は、統合型校務支援システム導入委託料に対する補助金であります。

30、31ページをお願いいたします。3項1目5節選挙費委託金の衆議院議員選挙委託金1,010万5,000円は、令和6年10月27日に執行された衆議院議員選挙の選挙事務等に対するものであります。

3目1節農業費委託金の中山間地域総合整備事業委託金139万8,000円は、農道、農業用用排水などの整備に係る用地補償事務などの委託金であります。

16款1項1目1節不動産貸付収入の光ファイバー貸付収入949万9,000円は、斗川、猿辺地区の光ファイバーをN T Tに貸し付けた収入であります。

32、33ページをお願いいたします。2項1目1節の立木売払収入1,345万9,000円は、町有林整備事業で伐採した立木の売払収入であります。また、森林經營管理立木売払収入209万2,000円は、所有者不明土地で実施した森林經營管理事業の立木売払収入であります。

17款1項1目1節総務管理費寄附金のふるさと納税寄附金3億5,083万4,000円は、地元產品や11ぴきのねこなどを活用した返礼品により、全国の皆様から寄附を受けたものであります。

18款繰入金のふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金1億1,610万円は、11ぴきのねこのまちづくり、城山公園整備、果樹を中心とした農業の推進、小中一貫教育、三戸高等学校存続、三戸中央病院、子育てサポートなどの各事業へ充てております。次の公共施設整備基金取り崩し繰入金7,800万円は、庁舎高圧機器更新等に充てたもので、その次の地域医療特別対策基金取り崩し繰入金6,000万円は三戸中央病院への繰出金に充てたものであります。

34、35ページをお願いいたします。20款3項1目1節雑入でありますが、町村の魅力発信事業助成金200万円は、三戸町観光協会補助金へ充てております。コミュニティ事業助成金390万円は、上二日町町内会の夏まつり用備品の整備と斗内町内会のごみ収集庫の整備に充てております。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金752万4,000円は、太陽光発電設備等導入調査業務へ充てたものであります。

36、37ページをお願いいたします。21款は、歳出における事業の財源として起債をしたものであり、主なものといたしましては、1項1目2節、ごみ処理施設更新事業債1,120万円は、ごみ焼却施設の機器更新に係る負担金、2目1節、中山間地域総合整備事業債1,510万円は、農道、農業用用排水などの県営事業に係る負担金、3目1

節、町道改良事業債5,170万円及び前年度繰越明許分の町道改良事業債3,370万円は、在府小路町4号線ほか6路線の町道改良事業へ充て、橋梁補修事業債280万円及び前年度繰越明許分の橋梁補修事業債1,590万円は、館橋ほか3橋の橋梁補修事業へ充てたものであります。

4目1節、消防団屯所整備事業債290万円は、三戸町消防団第15分団屯所設計業務及び旧屯所の解体工事へ充てたものであります。

5目1節過疎地域持続的発展特別事業債6,960万円は、小中一貫教育推進事業、子ども医療費助成事業、町道橋梁点検事業、子育てサポート祝金支給事業などの各事業へ充てております。

6目1節臨時財政対策債860万円は、普通交付税の不足分として国から起債の措置がされるものであり、元金、利子の全額が翌年度から普通交付税として算入されるものであります。

7目1節、前年度繰越明許分の公共土木施設災害復旧事業債210万円は、令和5年9月の大雪による道路災害復旧費に充てております。

以上で歳入10款から21款までの補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、1款議会費及び2款総務費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

歳出、1款及び2款につきまして補足説明を申し上げます。

38、39ページをお願いいたします。1款1項1目議会費は、町の議会運営や議員皆様の議会活動に要した経費で、議員報酬と議会事務局職員の人事費及び事務費が主なものです。

次に、2款総務費についてご説明申し上げます。40、41ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費は、特別職2名及び総務課、会計課に属する一般職員の人事費と、総務課、会計課の事務に要した経費であります。

2節給料にあります会計年度任用職員給料1,438万7,000円は、電話交換手、公用車運転手、会計課窓口事務員、庁舎宿職員の合計6名分の給料であります。

42、43ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金の主なものは、1行目の退職手当組合負担金5,810万6,000円であります。

44、45ページをお願いいたします。2目財産管理費は、庁舎の維持管理、公用車、防災無線、光ファイバー等の財産管理に要した経費であります。

10節需用費の主なものは、燃料費714万6,000円と電気料1,173万2,000円であります。修繕費の315万9,000円は、庁舎などのほか、光ファイバーケーブルの修繕を行ったものであります。

12節委託料の光ファイバー設備管理委託料531万円は、町が斗川、猿辺地区に整備した光ファイバー網の管理委託をNTTへ委託したものであります。

13節使用料及び賃借料の光ファイバーケーブル、電柱添架料463万3,000円は、斗川、猿辺地区におけるN T T柱2,701本と電力柱870本を借り上げたものであります。次のL E D灯借上料1,399万6,000円は、役場関連施設26か所分のL E D照明導入に係るリース料であります。

14節工事請負費のケーブルテレビ設備更新工事請負費157万9,000円は、町内テレビ難視地区へ共同受信をするための機器の更新をしたものであります。光ケーブル移設工事請負費264万8,000円は、町光ケーブルを添加するN T T柱などの移設に伴う経費であります。高圧機器更新工事請負費4,774万円は、役場庁舎の高圧受電機器を更新したものであります。

16節公有財産購入費の830万円は、旧ハローワークの土地及び建物を厚生労働省から購入したものであります。

46、47ページをお願いいたします。24節積立金にありますふるさと三戸応援基金積立金1億7,503万5,000円は、令和6年度のふるさと納税寄附金額から返礼品などの必要経費を差し引いた額を積み立てたものであります。森林環境譲与税基金積立金836万8,000円は、間伐や木材利用の促進などに要する費用に充てるため、譲与税の一部を積み立てたものであります。

3目総合行政情報システム導入費でありますが、この目は役場における事務などを処理する総合行政情報システムの保守管理等に要した経費であります。

12節委託料の庁内情報システム保守委託料375万6,000円は、住民基本台帳、税、国民健康保険、介護保険、財務会計などの行政事務に係るシステムの保守委託料であります。下から2行目の総合行政情報システム標準化対応業務委託料3,647万6,000円は、当町における標準化対象18業務を行うためのシステムを、令和7年度末までに国の定める標準仕様に準拠したシステムに移行することなどに向けた業務の委託料であります。次の書かない窓口システム導入委託料519万2,000円は、総合案内とマイナンバーカードを活用した各種申請書の作成支援を行うシステムの導入に要した経費であります。

13節使用料及び賃借料の総合行政システムクラウド利用料2,508万円は、システムの使用に当たり、インターネット上のシステムを利用したものであります。総合行政システム機器借上料937万2,000円は、システムに使用するサーバー2台とパソコン34台を借り上げたものであります。

18節負担金、補助及び交付金の中間サーバー運営費負担金572万円は、マイナンバーカードの情報を全国的に管理するサーバーの運営経費に係る負担金であります。

48、49ページをお願いいたします。4目交通安全対策費、10節需用費の修繕費22万円と14節工事請負費の交通安全施設設置工事請負費78万5,000円は、カーブミラーの修繕を1基、新設2基、交換7基を行ったものであります。令和6年の町内交通事故発生件数は10件、負傷者は13名、死亡者はゼロ名となっております。

18節負担金、補助及び交付金の運転免許返納者支援事業費補助金27万9,000円は、自主返納者への移動手段支援対策として1万2,000円分のタクシー券を交付するもので、49人へ交付したものであります。

54、55ページをお願いいたします。10目諸費のうち、10節需用費の印刷製本費177万4,000円と11節役務費の郵便料228万7,000円は、物価高騰対策商品券及び郵送用封筒の印刷費と郵便料が主なものであります。商品券は8,737人へ配布しております。

56、57ページをお願いいたします。12節委託料のコミュニティバス運行委託料2,519万6,000円は、年間1万3,500本のバス運行に係る経費であります。次のデマンドタクシー運行委託料409万6,000円は、町内乗合タクシーを運行した経費であり、年間利用

者数は1,236人となっております。3行目の太陽光発電設備等導入調査業務委託料1,003万2,000円は、令和6年3月に策定した三戸町地球温暖化対策実行計画を踏まえ、公共施設への太陽光発電設備導入の検討に当たり、導入可能性を調査したものであります。

18節負担金、補助及び交付金の路線バス減収負担金681万1,000円は、広域路線バスである八戸線、田子線を利用した場合にあっても、町内の区域においては100円で利用ができるよう、正規運賃との差額を負担したものであります。路線バス維持費補助金457万3,000円は、諏訪ノ平線、田子線など広域路線バスを維持するため、関係する町村と協調し、バス事業者へ補助をしたものであります。

60、61ページをお願いいたします。4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、年4回の選挙人名簿定期登録事務と三戸町選挙管理委員会の運営に要した経費であります。

2目三戸町長選挙費は、令和6年11月17日に執行された三戸町長選挙の事務費であります。投票率は45.4%がありました。

62、63ページをお願いいたします。3目衆議院議員選挙費は、令和6年10月27日に執行された衆議院議員選挙の事務費であります。投票率は61.5%がありました。

64、65ページをお願いいたします。6項1目監査委員費は、町監査委員2名による月例監査、決算監査等に要した経費であります。

以上で2款総務課関連の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

2款のうち、まちづくり課関係分について補足説明申し上げます。

48、49ページをお願いいたします。まちづくり課では、人口減少、移住定住対策、ふるさと納税、企画調整、11ぴきのねこのまちづくり、広報、統計、町内会、広域行政など、幅広い業務を所管いたしました。

令和6年度は、令和7年度から向こう5年間の第5次三戸町総合振興計画後期基本計画の策定やサテライトオフィス誘致に向けた対面イベントやオンラインによる企業とのマッチングを図る誘致支援事業、熱気球搭乗体験や人形劇公演などによる11ぴきのねこのまちづくりの推進を図り、「みんなが集う みんなで創る みんなを笑顔に美しいふるさと さんのへ」の実現に向けた各種事業を実施してまいりました。

1項5目地方創生推進費をご説明いたします。8節旅費の普通旅費69万5,000円は、首都圏での地場産品の販売等を通じ、町の認知度向上等を図るために、1月25日、26日にさいたま市で実施したさんのへマルシェへの職員の旅費が主なものであり、約1万3,000人が来場し、販売実績は80万7,000円、SNS新規フォロワー者数は450人でした。

12節委託料のサテライトオフィス誘致支援事業委託料236万5,000円と、13節使用料及び賃借料のサテライトオフィスマッチングイベント出展料137万5,000円は、サテライトオフィス誘致戦略を基にマッチングイベントへの出展による企業とのマッチングを図る誘致支援事業に要した経費です。今年1月に開催されたマッチングイベントでは、参加137社にプレゼンテーションを行い、40社との個別相談を行いました。本事業により、ベンチャー企業1社が進出しております。

18節負担金、補助及び交付金のサテライトオフィス開設支援事業費補助金100万円は、先ほど申し上げました進出企業1社の事務所開設に要した費用に対し補助したものであります。

50、51ページをお願いいたします。次に、6目文書広報費でございます。7節報償費380万円は、総括行政連絡員24人分、行政連絡員91人分の報酬でございます。

10節需用費の印刷製本費784万円は、毎月発行の広報さんのへ、年間216ページ、5万600部の印刷に要した経費です。

次に、7目企画費でございます。7節報償費のふるさと納税返礼品8,848万4,000円は、ふるさと納税寄附者へのお礼品の贈呈に係る経費でございます。寄附件数は、前年度より2,703件増の2万2,734件、寄附金額は6,804万6,000円増の3億5,083万4,000円を受領いたしました。お礼品の上位は、リンゴが81.1%の2億8,465万9,000円、次に11ぴきのねこ関連グッズが3.9%の1,354万4,000円、続いてニンニクが3.4%の1,195万7,000円の順となっております。ふるさと納税制度により、たくさんの方に応援いただくとともに、全国に三戸町の名を売り込むことができており、引き続き稼ぐ自治体の実現に向け、取り組んでまいります。

52、53ページをお願いいたします。11節役務費の郵便料2,972万2,000円は、ふるさと納税お礼品及び寄附金受領証明書等の発送に要した経費に加え、全国から頂きました11ぴきのねこ宛て年賀状6,387通のお返事の送付に要したもの等でございます。同じく役務費の広告料735万4,000円は、楽天ふるさと納税サイトの画面上位の広告欄に当町の返礼品を表示させることで、新規顧客を獲得するための検索対策広告に要する経費260万5,000円と、11ぴきのねこラッピングバスやラッピングトレインの広告料451万2,000円が主なものでございます。同じく役務費のふるさと納税ポータルサイト等手数料2,602万4,000円は、ふるさと納税受入れのため、インターネット上の楽天ふるさと納税、さとふる、a u P A Yふるさと納税の3つのサイトの利用料が主な経費でございます。

12節委託料の人形劇公演業務委託料282万2,000円は、大阪市の人形劇団クラルテによる5月8日に三戸小中学校で行った1年生向けの人形劇のワークショップ、全校児童生徒向けの浪曲公演と、5月19日にジョイワーク三戸で行った人形劇公演に係る委託料です。ジョイワーク三戸での公演には、午前と午後の2回公演で179人にご来場いただきました。

同じく12節委託料の熱気球搭乗体験業務委託料61万円は、10月5日に行われたさんのへ城山フェスタの1事業として行い、搭乗者数は126人でした。

13節使用料及び賃借料のふるさと納税ポータルサイト等使用料1,186万6,000円は、ふるさと納税受入れに係るポータルサイト、ふるさとチョイスとふるなびの利用料が主なものになります。

18節負担金、補助及び交付金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金989万8,000円は、連携中枢都市圏における連携事業であります圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連サービスの向上のために実施した23施策、79事業に係る負担金でございます。負担金の主な内訳は、八戸市立市民病院から三戸中央病院への医師派遣事業負担金693万円、障害者支援区分判定審査会75万8,000円、ドクターカー運行事業45万4,000円などとなっており、町民の医療及び福祉の向上等に大きく寄与しております。

中段にあります町内会活性化事業費補助金65万円は、町内会のコミュニティ活動の促進及び地域住民の連携意識に基づく自治意識を盛り上げることを目的として行った事業に対し補助したもので、24町内会中16町内会に交付しております。

2つ下の町民提案地域活性化事業費補助金65万9,000円は、町民団体が公益性の高いまちづくりの推進を目的とする事業を行った場合に補助するもので、4事業に対し交付しました。

コミュニティ事業助成金390万円は、上二日町町内会のさんへ夏まつりに使用するちょうちんの整備と斗内町内会のごみ収集庫の整備に要した経費に対する助成でご

ざいます。

移住定住促進事業費補助金1,332万8,000円は、移住定住を促進するため、住宅の新築、中古住宅取得、リフォーム、家財処分に対し補助金を交付したものでございます。補助金の交付件数は、新築10件、中古住宅取得5件、リフォーム2件、家財処分4件の合計21件、このうち移住者は新築が3件、中古住宅取得3件、リフォーム2件の8世帯15人でありました。

奨学金定住促進奨励金287万円は、町の奨学金の貸付けを受けた者が町に定住した場合、奨学金の返還額に相当する分を奨励金として交付したもので、受給者は14人でございました。

64、65ページをお願いいたします。2款5項統計調査費、1目統計調査費でございます。昨年度は5年ごとに実施される農林業センサスと全国家計構造調査を実施いたしました。主なる支出は、1節報酬198万3,000円で、調査員36人と指導員4人分の報酬になります。

以上でまちづくり課所管分の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（下村 太平君）

2款のうち、税務課関係分について補足説明申し上げます。

決算書の56ページ、57ページをお開き願います。2項徴税費、1目賦課徴収費は、税務課職員10名分の人物費をはじめ、業務執行に要した経費であります。その主なものについてご説明いたします。

10節需用費のうち、印刷製本費387万8,000円は、主に納税通知書の印刷に要した経費であります。

11節役務費のうち、郵便料125万1,000円は、納税通知書の郵送などに要した経費であります。コンビニ収納手数料等88万4,000円は、コンビニ収納による収納件数8,928件、61万3,000円が主なものであり、コンビニ収納件数は昨年度より97件減少しております。

12節委託料のうち、土地評価業務委託料は、令和9年度の固定資産評価替えに用いる適正な路線価等を算定するため、令和6年度から令和8年度まで3年間実施するもので、令和6年度分の決算額は395万8,000円となっております。58ページ、59ページをお開き願います。個人住民税システム改修委託料は、令和6年度税制改正に対応する改修等を行ったもので、令和6年度分の決算額は132万円となっております。

13節使用料及び賃借料にあります地籍情報管理クラウドサービス使用料225万7,000円は、土地の所有者、面積等の地図情報を管理するためのサービスを利用したものであります。定額減税調整給付支援サービス利用料295万6,000円は、定額減税調整給付金を支給するため、デジタル庁が提供する給付支援サービスを利用したものです。

17節備品購入費にあります備品購入費37万6,000円は、紙で保管しております税務資料のデジタル化のために購入したA3サイズ対応のスキャナーとデジタルカメラの購入が主なものとなっております。

18節負担金、補助及び交付金では、定額減税補足給付金7,019万円が主なもので、定額減税において減税し切れない額を1万円単位で給付したものです。定額減税補助給付金の対象者1,706人のうち、申請者1,689人に対して支給しております。

22節償還金利子及び割引料の町税等還付金321万7,000円は、減額更正された過年度分の町税に対する還付金であります。

以上で税務課分補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○住民福祉課長（極檀 浩君）

住民福祉課で所管しております戸籍住民台帳費について補足説明申し上げます。

58ページ、59ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民台帳費は、戸籍簿や住民基本台帳を管理し、住民票や各種証明書の発行のほか、マイナンバーカードの交付事務に関する経費が主なものであります。

2節給料と3節職員手当等は、戸籍班の職員の人物費であります。

60ページ、61ページをお願いします。12節委託料は、戸籍システムに係る保守や改修に係る委託料が主なものであります。

13節使用料及び貸借料は、戸籍業務の効率化を図るために導入している戸籍クラウドサービス利用料と戸籍の届出受付や編成、記録など戸籍の管理を行う戸籍システム借上料が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金のコンビニ交付事業負担金は、令和6年2月からサービス開始となった住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付に係るシステムの運用負担金であります。令和6年度は639件の利用があったところであります。

令和6年度の戸籍、住民票の届出件数は1,135件あり、そのうち戸籍関係が529件、住民票関係が606件がありました。

また、戸籍証明書の発行件数は1万3,361件あり、そのうち戸籍の証明や住民票の写しの交付割合が64.7%、印鑑登録及び証明が17.9%となっております。

マイナンバーカードについてでありますが、令和6年度に新たに交付された枚数は727枚であります。これまでの交付件数から、亡くなった方や有効期限切れにより廃止された分を除いた累計保有枚数は7,359枚であり、基準人口に対する保有率は81.6%であります。

令和7年3月末現在の住民基本台帳の状況は、総世帯数は4,111世帯、人口は男性が4,175人、女性が4,524人の合計8,699人であります。前年同期と比べ、255人の減となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

五十嵐委員。

○五十嵐 淳委員

1点、質問させていただきます。

まず、49ページになります。2款2項5目8節旅費です。こちらは、次のページの51ページのほうにもあります2款2項7目8節の旅費、これとほぼ一緒なのかなと思うのですけれども、先ほどご説明で職員の方々が首都圏でのプロモーション等で使われる旅費、交通費というふうにご説明いただきましたが、こちらはどちらも不用額があるので、大丈夫なのかなとは思うのですが、職員の旅費、特に宿泊費の手出しがないのかなというところをちょっと心配しており、要は自己負担ですね。昨年、今年度だったと思うのですけれども、インバウンド等で宿泊費がどんどん首都圏は上がってきてまして、宿泊費の上限等の見直しなんかもされていたかと思います。そういうところを含めて、念のために職員の方で自己負担等されていないのかどうかというところをちょっとお聞きしたいです。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、49ページのほうの地方創生推進費の旅費でございますが、こちらのほうは先ほどさんのヘマルシェ、さいたま市のもの、それから八戸圏域でのマルシェというのもやっておりまして、そちらの旅費というふうになっております。

また、次のページですが、51ページの企画費のところの旅費につきましては、こちらはふるさと納税のふるさとチョイスの感謝祭といったものの旅費となっております。

旅費については、町の旅費規程に基づいて支払いをしておりまして、宿泊費等については自己負担というものがないような形での支給を行っております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

2点伺います。

1点目は、41ページ、2款1項1目の需用費の中にある消耗品費、ちょっと細かいことで申し訳ないのですけれども、ここだけではなくて各款、各施設に出てくるわけですけれども、総務課長が一番分かっていると思うので、ここで伺うのですけれども、各課で行っている独自の事業に伴う消耗品費というのは、当然その課での支出になると思うのですけれども、そのほかの一般の消耗品があるのですけれども、例えはどういうものがあるのか、それも含めて各課がおのおので購入しているのかというところを確認したかったです。

2点目、53ページの2款1項7目8節にある補助金、町内会活性化事業費補助金、補足説明の中で24町内会の中の16町内会が活用したということで説明を受けましたが、数でいえばちょうど3分の2で、残りの3分の1に関しては、どこの町内会が活用しなかったのか。また、活用しなかった理由というのはどういう理由なのか、その2点をお願いしたいと思います。

○総務課長（太田 明雄君）

41ページ、2款1項1目10節需用費の中の消耗品に関する質問ということで、一般的な消耗品はどういうものがあるかということでございます。

まず、各課で各事業で使うものであるとか、各課で使う事務用品、ファイルとか、そういったものは各課のほうの予算で対応するということになってございますけれども、この41ページの2款のほうで購入しているものとなりますと、役場全体で使用するコピー用紙であるとか、トイレットペーパーであるとか、そういった特定の課に限らず、役場全体で使用する消耗品を購入しているというものでございます。

以上でございます。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

53ページの企画費の町内会活性化事業費補助金についてでございますが、24町内会のうち16町内会の利用というところで、今回使用しなかった町内ですが、まず_____というふうになっております。

こちらの使用しなかった理由ということでございますが、こちらは対象が物品の購入というものを対象にしてきておりまして、もう物品を購入するというようなものがなくなってきたというようなものもありまして、令和5年度は20町内会、令和6年度は今申し上げました16町内会ということで、利用率が減っているということで、7年度については、そういう物品購入ではなくて、通常のコミュニティの活性化のために使用しているものは全て認めるという形での改正をして運用しております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

まず、消耗品のほうなのですけれども、コピー用紙、トイレットペーパー、事務用品というので、了解しました。ただ、それは総務課から支出して、仮に建設課のほうでコピー用紙をこれぐらい使いますと言ったら、建設課で使っても、それは総務課の支出のままということでおろしいのでしょうか。細かくてすみませんけれども、そこをちょっと確認したかったです。

あと町内会の活性化事業の内容に関しては分かりましたけれども、物品の購入がなかったというのがどうしても腑に落ちない。探せば何かしら欲しいものが出てくるのだろうなというふうに思うのですけれども、この活用しなかった理由の中に申請する際の事務手続、書類を書いたりとか、役場へ行ったりとか、そういうのがちょっと面倒とか分からぬからとかと、そういう理由はなかったのか、そこを1点お願ひします。

○総務課長（太田 明雄君）

消耗品の件でありますけれども、コピー用紙とかトイレットペーパー等につきましては、特定の課が使ったところに請求するということではなく、これは一括して総務課のほうで支出をしているというものです。

以上でございます。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

町内会活性化補助金について、事務手続等が煩雑で申請ができなかつたのではないかというようなことでございますが、事務手続につきましては、各町内でご相談に来られたときに、まちづくり課のほうでも補助しながら作成する体制を取っておりますので、事務手続といった理由ではないと。こちらのほうで、いろいろお声がけはしておりますが、16町内会であったということでございます。

○佐々木 和志委員

1点目は、了解しました。

2点目に関しては、せっかくの補助金なので、できれば全町内会に使ってもらいたいという考え方の下にやっているものだと思うので、今年度の話になるから、議題外といっては議題外なのですけれども、仮に各町内会に置いている地域担当職員とかという制度もありますので、極力これが100%活用されるような体制を取ってもらいたいなというふうに思います。これに関しては、今年度以降の話になりますので、答弁は要らないですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤原 文雄委員

私から、57ページ、2款1項10目12節の委託料のところでデマンドタクシー運行委託料の409万6,000円、これは前年と比べて259名の減ということだったと思いますが、ちょっと想像より減り方が多いなという気がしていて、その分析ができるのかというところ。

もう一点、その下の太陽光発電設備等導入調査委託業務委託料、これについてですが、説明では地球温暖化対策の実行計画に基づいたものということでしたが、町有財産と町有施設についての調査ということで、この調査結果はどのように出たのか。

2点伺います。

○総務課長（太田 明雄君）

決算書57ページ、2款1項10目諸費の委託料の中のデマンドタクシー運行委託料について、昨年度より250人程度の減となっているところでございます。詳細な分析というのはできておらないのですが、まずは平均乗車数については、これは変わりがないのですが、運行本数が減っているというところで乗車数が減少しているというところが1つでございます。令和5年度が86人であったものが、令和6年度は113人ということで、登録者自体は増えてはいるのですが、利用本数といいますか、運行本数が少なかったというところがございます。

ちょっと詳しい分析はしておりませんけれども、登録者が増えておりますので、なるべく利用していただくような方策、利用しやすいような対応、どのようにすればいいかというところはこれから検討していきたいというふうに考えてございます。

もう一つは、同じく10目諸費の委託料にあります太陽光発電設備等導入調査業務委託料でございますけれども、こちらは令和6年3月に策定した三戸町地球温暖化対策実行計画、それを踏まえまして、公共施設への太陽光パネルの設置に当たっての導入可能性を調査したというものでございます。これは町が所有する施設であるとか、未利用地の中から太陽光発電設備の導入可能な施設等を選定しまして、発電量であるとか、電力料金のメリット等のシミュレーションを行ったというものでございます。太陽光パネルの設置が可能で、かつ電力需要の大きな施設の場合であれば採算性が高いということはございますが、反面太陽光パネルの設置に関する、例えば耐震基準を満たしていない施設だとか、電力使用量が少ない施設、そういったところは採算性とか経済性が低いということで、一定のメリット、デメリットがそれぞれあるというところが分かったところでございます。

太陽光発電の導入に当たりましては、施設ごとの経済性であるとか、電力使用量のほか、今後の公共施設の維持管理の見通し等も踏まえまして、総合的に判断していくといったいうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○藤原 文雄委員

デマンドタクシーの分析については、登録者数は増えているということで、今後も対応を考えるというようなことだったので、了解しました。

太陽光発電の調査結果ということでお伺いしましたが、具体的には町有施設の部分が調査対象としては大きかったというような説明なのでしょうか。町有地と町有施設と2つあったと思いますけれども、具体的にそこの辺の調査結果、町有施設であればつけられないというような施設のほうが多いのか、つけてもいいという評価のほうが多いのか、そこをお願いします。

○総務課長（太田 明雄君）

太陽光発電に関するご質問でございますけれども、今回この調査で検討した施設及び未利用地ということではありますけれども、まず施設につきましてはアップルドームだとか、三戸小中学校、三戸中央病院、あとは役場とか児童館、道の駅とか、そういった町内10施設についての検討をしたということで、あとは未利用地、利用していない土地ということでは旧三戸中学校跡地、それから旧斗内小学校の跡地の2か所をそれぞれ太陽光発電の発電量とかも調査したというものになります。

設置をできない施設が何施設あったかというのは、ちょっと今手元に資料がございませんので、またこれは後ほどお答えしたいと思いますけれども、電気使用量の多い施設と少ない施設というところも検討されたということになってございます。

すみません、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○藤原 文雄委員

今説明いただきましたけれども、全部で12か所の調査だったということで、金額見ると1,003万2,000円と結構金額が大きいので、最後1つだけ、これを調査したのは町内業者なのか、町外の業者だったのか、そこを最後お願ひします。

○総務課長（太田 明雄君）

業務の委託先は、町外の業者でございます。
以上でございます。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。
午後1時30分再開予定をもって休憩いたします。

（午前1時42分）

休 憇

（午後 1時30分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほどの藤原委員の太陽光発電設備等導入調査業務委託料の質問の件に対する答弁について、総務課長から訂正の申出がありましたので、発言を許します。
総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

藤原委員の太陽光発電設備等導入調査業務委託料の質問において、調査を実施した施設等を12施設と答弁いたしましたが、正しくは25施設でしたので、発言の訂正をお願いいたしました。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（千葉 有子君）

ただいま総務課長から答弁した太陽光発電設備等導入調査業務委託料の質問の件について、調査を実施した施設等12施設を25施設と発言を訂正したい旨の申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

総務課長からの発言の訂正を許可することに決定いたしました。
この件についてはよろしいでしょうか。
先ほどの佐々木委員の町内会活性化事業費補助金の質問の件に対する答弁について、まちづくり課長から一部訂正と削除の申出がありましたので、発言を許します。
まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

佐々木委員の町内会活性化事業費補助金へのお答えに対し、一部訂正と削除をお願いいたします。

補助対象事業について、物品購入が対象となっていると申し上げましたが、物品購入ばかりではなく、ソフト事業など各町内会の幅広い費用が対象となっておりますので、発言の訂正をお願いいたします。

また、申請のなかった町内会についてのご質問に対し町内会名を申し上げましたが、こちらにつきましては、それぞれの町内会の個別の事情があり、総会や役員会等でご判断されたものでございますので、町内会名については削除くださるようお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（千葉 有子君）

ただいままちづくり課長から答弁した町内会活性化事業費補助金の質問の件について、発言の一部訂正と削除の申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。
まちづくり課長からの発言の一部訂正と削除を許可することに決定いたしました。
佐々木委員、この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

歳出、3款民生費について説明を求めます。
住民福祉課長。

○住民福祉課長（極檀 浩君）

3款民生費について補足説明申し上げます。
64ページ、65ページをお願いします。3款民生費は、乳幼児から高齢者まで、障害のある方も、若い世代も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために要した経費であり、保健、医療、福祉の関係機関と連携を図りながら、各種施策を実施してまいりました。

また、食費等の物価高騰による影響を受けた低所得世帯の生活や暮らしを支援する

ため、住民税非課税世帯等給付金や乳幼児用品購入助成金、子育てサポート祝金などの給付事業を実施したところであります。

3款1項1目社会福祉総務費は、職員の人事費や各種福祉団体に対する補助金のほか、特別会計に対する繰出金が主なものであります。

66ページ、67ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金の中ほどにあります三戸町社会福祉協議会運営事業費補助金は、社会福祉協議会職員6名分の人事費に対する補助金であります。住民税非課税世帯等給付金は、令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割課税となった世帯に対し10万円を給付、うち18歳以下の児童がいる世帯には子ども加算として1人当たり5万円を給付したもので、給付世帯は171世帯、うち子ども加算支給世帯は21世帯、43人に支給した給付金と、令和6年度住民税非課税世帯に対し3万円の給付と子ども加算として児童1人当たり2万円を給付、また燃料費購入助成金3,000円を給付したもので、支給世帯は1,295世帯、うち子ども加算支給世帯は53世帯の90人に支給したものであります。

前年度繰越明許分の低所得世帯等給付金は、令和5年度給付金事業で申請が6年度に繰り越した世帯への給付金で、5年度住民税均等割課税世帯に対し10万円を給付、うち18歳以下の児童がいる世帯に子ども加算として1人当たり5万円を給付したもので、支給世帯数は19世帯で、うち子ども加算は3世帯の3人に支給したものと、令和5年度住民税非課税世帯で18歳以下の児童がいる世帯に対し、1人当たり5万円を給付したもので、支給世帯は3世帯の4人であります。

27節繰出金は、国民健康保険事業勘定特別会計の職員人事費や出産育児一時金などに要する経費の繰出金であります。

2目国民年金事務取扱費は、日本年金機構の委託を受け、国民年金に関する保険料の減免や厚生年金への移行などの受付業務を行う職員の人事費が主なものであります。

68ページ、69ページをお願いします。3目障害者福祉費は、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する661人の医療費や自立支援に要した経費であります。

12節委託料の地域活動支援センター機能強化事業の委託料は、障害者の作業指導や生活訓練を行っているあすもっここの運営に要する経費で、社会福祉協議会に委託したものであります。障害者福祉システム改修委託料は、障害者自立支援に係る受付事務やデータ管理を支援する障害者福祉システムについて、障害福祉サービスなどの認定手続の簡素化に伴う改修費であります。

19節扶助費は、障害のある方が利用した各種サービスや医療費の支給に要した経費であります。中段にあります生活介護給付費は、常に介護を要する障害者への入浴や食事等のサービスを提供するために要した経費に対する給付費であります。その下のほうにあります共同生活援助給付費は、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を提供するために要した経費に対する給付費であります。そのすぐ下の就労継続支援給付費は、一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場所の提供をするとともに、知識や能力の向上のための訓練に要した経費に対する給付費であります。

70ページ、71ページをお願いします。22節償還金利子及び割引料の過年度負担金返還金は、令和5年度に交付対象経費の支出予定額で申請して受け入れた国庫負担金について、実績額に応じて返還するものであります。

4目老人医療費は、18節負担金、補助及び交付金の青森県後期高齢者医療広域連合に支出した療養給付費負担金と27節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金であります

す。

5目老人福祉対策費は、敬老会の開催に要した費用や介護保険特別会計の繰出金などの経費が主なものでございます。感染症や食中毒予防など、参加者の安全、安心に配慮して開催した敬老会は、数え年75歳以上の表彰等対象者519人のうち79人に出席いただき、長寿をお祝いいたしました。

12節委託料の高齢者等在宅支援事業委託料は、高齢者等の日常生活を支援するための外出支援サービスや除雪支援サービスなどを社会福祉協議会に委託して実施したものであります。主なサービスとしましては、外出支援サービス事業が275万2,000円で、利用者69人、延べ1,518回の送迎サービスを実施したものでございます。続いて、除雪支援サービス事業が19万6,000円で、60世帯に延べ225回除雪を行ったものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の高齢者世帯エアコン設置支援事業費補助金183万3,000円は、高齢者の熱中症予防対策として、非課税等高齢者世帯にエアコンの購入及び設置に要する経費を助成したものです。一番下にある予備費からの充用は、エアコン設置支援のために当初見込んだ20件分の予算に不足が生じたため、予備費83万3,000円を充てたものでございます。交付は37世帯にいたしました。

前年度繰越明許分の高齢者施設等防災改修事業費補助金544万5,000円は、高齢者施設の非常用自家発電設備の整備費用を補助したもので、町内のグループホーム1か所に整備しております。

19節扶助費は、養護老人ホーム入所者3名分の措置費でございます。

27節繰出金2億5,038万3,000円は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。6目老人福祉センター費は、高齢者の憩いの場として提供している老人福祉センターの維持管理費であります。入浴利用者は年間1万6,355人であり、236日稼働しました。1日の平均の利用者数は69人であります。

7目総合福祉センター費は、総合福祉施設ふくじゅうの維持管理費であります。会議室の利用者数は年間3,682人であり、のぼたん広場やほっとステーションなどの利用人数は年間2,717人がありました。

74ページ、75ページをお願いします。備品購入費の暖房機器購入費は、施設の暖房機が故障し、早期の復旧が困難であったことから、各部屋で使用する暖房機器を予算流用により購入したものであります。

2項1目児童福祉総務費は、各種委員報酬や子ども医療費の支給が主なものであります。また、病後児保育施設ジャブに係る経費も含まれております。1節、会計年度任用職員報酬、2節、会計年度任用職員給料、3節、会計年度任用職員期末手当、4節、市町村職員共済負担金が病後児保育施設ジャブの保育士及び看護師に係る人件費であります。

病後児保育施設ジャブについて、人件費以外の運用経費は、10節需用費、11節役務費、12節委託料の一部と、13節使用料及び貸借料が挙げられ、人件費を含め運用経費の総額は574万4,000円となります。なお、運用経費の補助金として、子ども・子育て支援事業費補助金から203万円を充当しております。

76ページ、77ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金でありますが、2行目の出産祝金から5行目の中学校卒業・高校入学祝金は、3人以上のお子さんいる子育て世帯の経済的負担を軽減するために支給した子育てサポート祝金であります。出産祝金は28名に、小学校入学祝金は7名に、中学校入学祝金は6名に、中学校卒業・高校入学祝金は9名にそれぞれ給付したものです。乳幼児用品購入費助

成金は、3歳児未満の乳幼児の保護者に対し、育児用品と引換える月額5,000円分の給付金を交付したもので、76世帯、83人分を交付したもので、交付枚数3,005枚に対し使用されたのは2,929枚で、97.5%の使用率がありました。

19節扶助費のひとり親家庭医療費は、保護者73名、子供114名、延べ1,723件分を対象に給付したものであります。子ども医療費は、高校生等18歳までの子供の入院、通院費について783名、延べ1万2,640件分を対象に給付したものであります。

22節償還金利子及び割引料の過年度負担金返還金は、令和5年度に補助対象経費の支出予定額で交付申請し、交付決定を経て受け入れた国庫補助金、県補助金について、実績額に応じて返還するものであります。

2目児童措置費は、保育所や認定こども園の利用に関する委託料と扶助費の教育・保育施設型給付費が主なものであります。

12節委託料の延長保育事業委託料は、所定の時間を超えて保育を行う延長保育を実施し、仕事と家庭の両立に向けた支援の充実を図ったものであります。一時預かり事業委託料は、1号認定の子供を教育時間の前後も預かる幼稚園型一時預かりと、未就園児を預かる一般型一時預かりを実施し、仕事と家庭の両立に向けた支援の充実を図ったものであります。地域子育て支援拠点事業委託料は、乳幼児や保護者の交流の場の提供や、子育てに関する相談、情報提供を行う事業であり、NPO法人子育て支援ネットゆりかごに委託したものであります。

18節負担金、補助及び交付金の障害児保育補助金は、障害児を受け入れ、保育士の人数を規定より多く配置する場合、その人件費を補助するものであります。

19節扶助費は、保育所や認定こども園の入所児童に対する給付費と児童手当が主なものです。78ページ、79ページをお願いします。教育・保育施設副食費は、3歳児から5歳児の保護者に対し、実費負担となる副食費、おかげ代を免除し、子育て世帯を支援するものであります。

3目斗川児童館費と80ページ、81ページの4目中央児童館費は、町立児童館の管理運営費であります。年度末の入所児童数は、斗川児童館が幼児は5人、学童15人、中央児童館が学童129人であります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

澤田委員。

○澤田 道憲委員

私からは、71ページ、3款民生費の18節負担金、補助及び交付金ですが、6年度は高齢者世帯のエアコン設置支援事業費補助金183万3,000円、これにつきましては非課税等高齢者世帯に37台設置されているが、1つとして、設置後の実態はどのようなのか、また心配事の相談を伺ったことがあるのかどうか伺います。それが1点。

それと、昨年度と今年度の設置の成果をどのように捉えているのか伺います。

3つ目として、設置後のトラブル、いわゆる温度調整など、どのように考えているのか。その3点をお伺いをいたします。

○健康長寿課長（中村 正君）

澤田議員のご質問にお答えをいたします。

71ページの18節負担金、補助及び交付金の高齢者世帯のエアコン設置のご質問でご

ざいます。まず、令和6年度の実績は先ほど申し上げましたとおり、37件でございます。1つ目のご質問の設置後の心配事とか、そういう相談があつたかということでおございますが、特にそのようなお話を聞いてございません。

2つ目の成果についてでございますが、令和6年度が37件、今年度は14件という結果になってございます。暑い中、安心して安全に過ごせるためにエアコンの設置ということで、設置できたところからは大変喜ばれております。

3つ目の設置後のトラブル、温度調整とかどう考えているかということですが、特段設置した後の問題、トラブルというのも聞こえてはきてございません。

以上です。

○澤田 道憲委員

3つ目のトラブルの関係ですが、今回は6年度の審査ですが、審査に当たって聞くのもなんですけれども、やはり設置されましたら、ある程度トラブル起きた場合の、そういう業者などを紹介しておくのも一つの方法ではなかろうかなと。特に高齢者とか、そういう独り暮らしの方々は、設置された業者がちょっと連絡つかないとなった場合、複数の業者などを調べて知らせるのも一つの行政サービスではないかと思って伺ったわけでございます。回答は要りません。

○健康長寿課長（中村 正君）

回答は要らないということでしたが、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

基本的に設置業者のほうにご相談をしていただくことがまず先決にならうかと思います。設置する場合には町内の事業者もおりましたので、こちらのほうでどこどこに困ったときは連絡したらいよということよりも、まずは設置されたところに相談してみてはどうですかとか、何かあつたら役場のほうにご連絡くださいということで、その際に設置業者に連絡してみたらとか、そういうような紹介をしたいと思いますので、何かあつたら役場のほうに相談してくださいということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

次に、歳出、4款衛生費について説明を求めます。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

4款衛生費について補足説明申し上げます。

80ページ、81ページをお願いいたします。4款衛生費は、三戸町健康増進計画、健康さんのへ21に基づき、「助け合い笑顔で健康に暮らせるまち三戸」を目指し、健康づくり事業や環境整備事業等に要した経費でございます。

82、83ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費は、健康推進課職

員の人物費と事務に要した経費でございます。

7節報償費の健康ポイント事業記念品44万4,000円は、健康への行動を促すインセンティブ、動機づけ報酬として、健診や人間ドックの受診、通いの場等の健康づくり事業に参加した際に、三戸スタンプ会のサンカードポイントを付与しているもので、延べ3,413人に22万2,400ポイントを差し上げたものです。

2目予防事業費は、各種予防接種等に要した経費でございます。84、85ページをお願いいたします。主なものは、12節の各種予防接種委託料で、医療機関に委託し実施したものでございます。3行目のインフルエンザ予防接種委託料842万円は、インフルエンザの蔓延防止と高齢者の健康維持の一環として、自己負担1,000円との差額2,478人分、5行目の子どもインフルエンザ予防接種委託料197万6,000円は、子育て世帯の経済的負担軽減を目的として、同じく自己負担1,000円との差額489人分の委託料でございます。下から2行目の新型コロナワクチン接種委託料2,628万7,000円は、自己負担1,500円との差額を1,896人分、定期予防接種委託料1,173万1,000円は、予防接種法に基づく子供を対象としたワクチン定期接種を延べ808人に行ったものでございます。

3目母子保健事業費は、健全な母性、次世代の健康づくりを基本目標として実施した母子保健事業に要した経費でございます。令和6年度は、妊娠届出数23件、出生数12人でございました。

7節報償費78万4,000円は、乳幼児健診相談等における歯科医師や看護師などのほか、妊産婦への産前産後における一貫した支援を実施するため、母子健康包括支援センターに配置した助産師への謝金でございます。

12節委託料の妊婦健康診査委託料194万円は、妊婦の健康診査を医療機関へ委託して実施したもので、前年度の妊婦を含め31人、318回分でございます。

18節負担金、補助及び交付金の出産・子育て応援給付金は、子育て家庭の経済的負担を軽減し、全ての妊婦や子育て家庭が安心して子供を産み育てられるよう、保健師等による伴走型支援と併せた経済的支援を実施したもので、1人当たり5万円の出産応援給付金を妊婦22人に、同じく1人当たり5万円の子育て応援給付金を新生児の養育者14人に支給したものでございます。

次に、4目健康増進事業費は、健診事業等に要した経費でございます。

86、87ページをお願いいたします。12節委託料の成人病検診委託料1,009万1,000円は、各種がん検診等を実施したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金のがん検診初回精密検査費助成金11万2,000円は、町が実施するがん検診で要精密検査となった40歳から69歳までの26人分の検査費用を助成したものでございます。

5目環境衛生費は、町内の環境保全に要した経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金では、葬祭場負担金1,421万5,000円、八戸圏域水道企業団負担金33万6,000円など、一部事務組合等に対する負担金のほか、浄化槽設置整備事業費補助金474万6,000円が主なものでございます。浄化槽設置整備事業費補助金は、合併処理浄化槽9基分の設置と宅内配管工事3件分に対する補助金でございます。

27節繰出金3,901万6,000円は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区の簡易水道施設の維持管理等に要した簡易水道事業会計への繰出金でございます。

6目病院費は、三戸中央病院特別会計への繰出金でございます。

88、89ページをお願いいたします。2項1目塵芥処理費は、ごみ収集等に要した経費とごみ処理施設負担金が主なものでございます。

12節ごみ収集委託料5,379万円は、一般家庭ごみや資源ごみなどの収集に要した費用でございます。

18節負担金、補助及び交付金の主なものは、三戸地区環境整備事務組合に対するごみ処理施設負担金1億4,376万7,000円と、同組合を構成している田子町と南部町に対するごみ処理施設負担金（交付税算入分）405万5,000円でございます。資源物集団回収推進事業費補助金20万円は、ごみの排出量の減少のため資源ごみ回収ステーションの整備に係る費用の補助で、城南町内会老人クラブに補助金を交付したものでございます。

2目しによる処理費のしによる処理施設負担金7,167万9,000円は、三戸地区環境整備事務組合に対する負担金でございます。

以上で4款衛生費の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、5款労働費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

5款労働費について補足説明申し上げます。

88ページ、89ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム費は、支出総額45万1,000円であり、燃料費、水道料、各種設備点検の委託料等の施設管理費であります。

勤労青少年ホームの運営は、平成25年度から利用者の受付を中央公民館で行うことにより、運営の効率化を図っております。勤労青少年ホームの利用は、バンドや軽音楽サークルの練習場としての音楽室の利用が主なものです。令和6年度の利用者は、利用回数13回で、利用者数は延べ66人がありました。また、平成23年度からは、1階の調理室や2階の体育室を障害者自立支援のための施設であります三戸町地域活動支援センター憩いの森あすもっこに活動場所として使用していただいております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、6款農林水産業費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（貝守 世光君）

6款農林水産業費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、令和6年度の農作物の生育状況について申し上げます。昨年度の平均気温は、1年を通じて平年より高く推移しましたが、厳しい暑さや干ばつ、ゲリラ豪雨などの影響を受け、品質低下や収量減少となった農作物もありました。

そうした中、水稻につきましては、春先から天候に恵まれ、南部・下北地方の最終作況は良となり、1等米比率も前年より大きく上昇する結果となりました。

野菜全般につきましては、7月から8月にかけての高温、干ばつ傾向が続いた影響により、ナガイモやキュウリなどの露地野菜やトマトなどの施設野菜で収穫量、品質の低下が見られました。

果樹全般につきましては、4月からの気温が平年を大きく上回り、6月以降は継続的な降雨もあり、生産量はおおむね確保されました。

それでは、88ページ、89ページをお開き願います。6款1項1目農業委員会費は、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動費であります。農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化を中心とし、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を行っております。

90ページ、91ページをお開き願います。12節委託料16万5,000円は、農地台帳システムの保守、維持管理に係る委託料であります。

18節負担金、補助及び交付金41万3,000円は、県農業会議負担金31万7,000円が主なものであります。

2目農業総務費は、各集会施設の維持管理費が主なものです。

10節需用費から92ページ、93ページの13節使用料及び賃借料は、農林課が所管する集会施設、13施設の維持管理に要した経費であります。

14節工事請負費の集会施設改修工事請負費42万9,000円は、杉沢ふるさと会館のトイレの洋式化に要した経費であります。

3目農業振興費は、農業振興に要した経費で、18節負担金、補助及び交付金が主なものです。大学連携事業負担金39万円は、町の特産品として生産され、主に関西方面に出荷されるつくね芋について、新たな付加価値につながる特徴を見いだすために、弘前大学と連携して機能性成分の分析、研究を行ったものであります。94ページ、95ページをお開き願います。鳥獣対策総合事業費補助金281万9,000円は、三戸町有害鳥獣被害対策協議会の活動に対する補助金であり、鳥獣被害対策実施隊が行う有害鳥獣の捕獲、追い払いに要する経費や狩猟免許の取得経費に対する補助であります。令和6年度の新たな猟銃免許取得者は3名、わな猟免許取得者は2名であります。農業次世代人材投資事業費補助金255万円は、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農から3年目までは年間150万円、4年目、5年目は120万円を交付するものであります。令和3年度に就農した2名分の補助金であります。農業経営発展支援事業費補助金53万円は、新規就農者に対して就農に必要な準備支援や家賃支援、農地賃借支援など5つの支援メニューを設定し補助したものであります。新規就農者育成総合対策費補助金600万円は、経営開始時の早期の経営確立を支援するため、年間150万円を最長3年間交付するものであります。令和4年度と令和6年度に就農した4名分の補助金であります。

4目、果樹生産振興対策費は、果樹の生産振興に要した経費で、負担金、補助及び交付金が主なものです。

18節負担金、補助及び交付金の果樹生産省力化事業費補助金234万6,000円は、防除

作業の効率化を図るため、館梅内農業組合が導入したスピードスプレーヤー1台分に対する補助金であります。

5目畜産費は、畜産振興及び町営牧場の管理に要した経費が主なものであります。

10節需用費の肥料代338万1,000円は、町営牧野約20ヘクタールに散布する草地用複合肥料の購入費であります。

18節負担金、補助及び交付金の子牛生産向上支援事業費補助金154万5,000円は、飼料価格の高騰や販売子牛価格の下落を受けた畜産農家の経営維持と生産意欲の向上を図るため、子牛の頭数に応じて1頭当たり5,000円を補助したものであります。

6目土地改良総務費は、農道及び水路の維持管理に要する経費が主なものであります。

13節使用料及び賃借料の重機借上料99万6,000円は、町内3か所の農道及び水路の維持管理に係る重機借上料であります。

96ページ、97ページをお開き願います。7目県営土地改良事業費は、県営土地改良事業に要した経費が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金1,534万7,000円は、梅内地区の農道整備、清座久保荒田地区及び駒木地区の集落道整備、駒木地区の交流基盤整備に要した事業費への負担金であります。防災ダム整備事業負担金219万1,000円は、夏坂ダム及び花木ダムの整備事業に係る負担金であります。

21節補償、補填及び賠償金の農道等改良舗装工事支障物件補償費135万9,000円は、清座久保荒田地区の集落道整備に係る支障物件の補償に要した経費であります。

8目農村環境改善センター費は、当該施設の維持管理に要する経費であります。施設の利用状況は127件で、延べ2,630人であります。

9目基幹集落センター費は、当該施設の維持管理に要する経費であります。施設の利用状況は46件で、延べ1,038人であります。

10節、修繕費185万4,000円は、施設の気中開閉器及び高压ケーブル交換修繕が主なものであります。

98ページ、99ページをお開き願います。2項林業費は、森林の有する機能を総合的に発揮させるために実施する森林施業や森林資源の維持造成に要した経費であります。

1目林業総務費は、町有林の維持管理費が主なものであります。

11節役務費105万1,000円は、町有林4か所、約267ヘクタール分の森林保険料が主なものであります。

12節委託料1,190万4,000円は、令和元年度に三八地方森林組合と締結した森づくり協定に基づいて整備を進める貝守深山地区の町有林整備に係る委託料であります。

2目林業振興費は、林業の振興に要した経費であります。

100ページ、101ページをお開き願います。12節委託料の森林經營管理事業委託料559万円は、雷平地区の所有者不明林1.7ヘクタールについて、住宅地のそばにあり、木の倒伏のおそれがあったことから、県の裁定により町が經營管理することとし、令和6年度は皆伐作業を実施したものであります。

13節使用料及び賃借料403万7,000円は、大雨などにより荒廃した林道の再整備に要した重機借上料297万2,000円が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金の森林整備事業費補助金250万5,000円は、民有林における木材の生産確保と健全な森林形成を図る造林経費など、森林整備事業に要する経費を補助したものであります。薪ストーブ購入設置事業費補助金38万4,000円と木箱購入等事業費補助金28万5,000円は、木材利用を促進し、森林資源の循環や効率的な

利用を図るため、まきストーブの購入設置費用と果樹生産に係る木箱の購入経費を補助したものであります。

3項水産業費は、町内を流れる河川の環境保全、資源保護を図るために要した経費であります。

1目水産業振興費は、内水面漁業の振興に要する経費であります。

18節負担金、補助及び交付金のち魚放流事業費補助金30万円は、町内河川の資源増強を図るために実施したアユやイワナなどの稚魚放流事業に対する補助金であります。

以上で6款農林水産業費の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

93ページの3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金についてお尋ねいたします。

大学連携事業負担金39万円とございまして、今課長から町の特産品であるつくね芋ということがございましたけれども、特産品ということでちょっとお尋ねしますが、現在の町で栽培されている規模と今後の見通し、どれぐらいの特産品としての規模を見通しているのか。

そして、農家の方々のご意見というか、思いというか、様々農家の方々はあると思いますけれども、それらをどのように町では受け取っているのかお尋ねします。

○農林課長（貝守 世光君）

お答えをさせていただきます。

まず、丸いもの生産農家数等につきましてですが、現在は5認定、132アールで栽培してございます。令和6年度に大学連携事業負担金として支出しておりますが、今年度、令和7年6月に、その研究報告会がございました。丸いもにつきまして、滋養強壮や運動パフォーマンスの向上が期待される成分、こちらが多く含まれているという報告がございました。これから農家の皆さんをはじめ、JA八戸等と連携して健康機能成分のPRや地元消費も含めた販路の拡大などに努めてまいりたいと考えております。

農家の皆さんからは、まず関西のほうに出荷しているのですが、地元の消費がまだまだ皆さんに知られていないということがありまして、ぜひ地元での消費をこれから拡大していってほしい、していきたいという声を伺っております。

○竹原 義人委員

連携事業として、製品としては非常に健康に有効であるということでありますので、現在120アールということでありますけれども、5年で120アールですので、もっとどんどん増やせるような、町としてもこれだけでなく別なほうの応援の面で十分頑張って、特産品にしていただきたい、そう思います。

今は健康であるということが一番PRになると思いますので、さっきつくね芋と、間違ったようありますけれども、丸いもでいいのですよね。三戸町でもっと増やすというふうな感じでは、どう考えているのか。

○農林課長（貝守 世光君）

私のほうでつくね芋と申しましたが、つくね芋または丸いもとも呼ばれているものでございます。

それで、こちらの面積の拡大につきましても、生産者の方、あと農協とも連携しながら、拡大に向けて努力をしてまいりたいと考えてございます。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

では次に、歳出、7款商工費について説明を求めます。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

7款商工費について補足説明申し上げます。

100ページ、101ページをお願いいたします。1項1目商工業振興費でございます。この目は、商工業及び物産振興に係る経費でございます。

102、103ページをお願いいたします。12節委託料の商品宅配サービス事業委託料34万6,000円は、三戸町社会福祉協議会に委託して実施したもので、重い荷物を運んだり、買物に行くことが困難な方に商品をお届けするサービスです。サービス利用者は4人で、御用聞きが年間169回、宅配118回の計287回の訪問実績がございました。事業承継支援事業委託料44万円は、事業や会社を譲り渡したい中小事業者と事業を譲り受けたい希望者をウェブ上でマッチングさせるサービスを行うもので、昨年度は事業承継セミナーを開催し、1件の登録がありました。

18節負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券発行事業費補助金1,046万5,000円は、町内の消費喚起と地域経済の活性化を図るため、町商工会が実施するさんのヘップレミアム付商品券発行事業に係る経費に補助金を交付したものです。昨年9月から翌年2月まで実施したもので、5,000円の商品券を4,000円で購入できるプレミアム率25%の商品券を発行したもので、換金率は99.65%となっております。空き店舗活用事業費補助金389万8,000円は、空き店舗に新規出店するための店舗改装費を補助したもので、4事業者に交付しております。商工業パワーアップ事業費補助金136万3,000円は、町内事業者等が商工業の一層の活性化を目的に実施する事業に対し交付したもので、販路拡大事業6件、店舗改修事業3件、特產品開発事業1件、合計10件の実績でございました。

次に、2目観光費に移ります。この目は、町の観光振興に要した経費でございます。観光PRや国史跡三戸城跡、城山公園、金洗沢公園の各公園やおまつり広場等の整備、管理運営に係る経費が主なるものでございます。

12節委託料の業務委託料1,223万円は、城山公園、金洗沢公園、関根ふれあい公園、藤子ふれあい公園、おまつり広場等の管理を三戸町社会福祉協議会に委託して行っているもので、4人体制で業務を行っております。

同じく12節の金洗沢公園野営施設整備実施設計業務委託料220万円は、公園の利活用促進のため、キャンプ施設整備のための実施設計を行ったものです。

104、105ページをお願いいたします。城山公園桜野鳥被害対策業務委託料78万5,000円と城山公園桜樹勢回復業務委託料284万9,000円は、桜開花対策として昨年度から新規に実施した野鳥の追い払いとソメイヨシノ165本への施肥に要した経費であります。

14節工事請負費の城山公園イベントステージ修繕工事請負費265万1,000円は、イベントステージのシャッターを修繕したものです。

17節備品購入費の電動アシスト自転車購入費47万5,000円は、アップルドームに設置した観光用レンタサイクル3台の購入に要したもので、昨年度の利用者数は、6月下旬から利用を開始し、11月末までの運用で104人のご利用がありました。

18節負担金、補助及び交付金の観光推進事業費補助金585万円は、三戸町観光協会が行った事業推進体制の強化と、春まつり開催等に要する経費に対する補助金でございます。次のさんのへ秋まつり事業費補助金353万2,000円は、さんのへ秋まつり実行委員会に対し補助金を交付したもので、山車組6町内会や斗内獅子舞保存会、中日イベント出演団体への謝礼等の祭り開催に要する経費に対し補助金を交付したもので、次の城山公園イベント事業費補助金73万5,000円は、10月5日に開催されたさんのへ城山フェスタ2024で開催された恐竜着ぐるみレースなど3つのイベントに対する補助金であり、来場者は約550人でした。

次に、3目道の駅管理費でございます。この目は、道の駅さんのへの管理運営に要した経費でございます。

12節委託料の道の駅さんのへ指定管理料698万3,000円は、平成26年度から導入している指定管理に要する費用で、現在の指定管理期間は令和11年3月までとなっております。

以上で7款商工費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

五十嵐委員。

○五十嵐 淳委員

105ページ、7款1項2目18節、観光推進事業費補助金585万円についてお伺いします。

この補助金の要綱を見ると、特定非営利活動法人三戸町観光協会、いわゆる観光協会のためにできた補助金ということで確認しているのですけれども、この中で要綱の別表のほうに補助内容等々ついておりまして、そこには交付要件上で交付額の上限がまず550万円になっていますと。ここで予算書も550万円なのですが、先ほど課長からも補足説明あったとおり、決算書上では585万円になっている、この総額の部分と。

あとは、補助事業の内容になっている3項目、さんのへ春まつり企画運営事業、組織体制強化事業、観光振興事業が補助対象事業として明記されていると。この3つの事業に対して、実際にどのような概要、内容になっているのかというところと、それぞれの3事業の金額の内訳、あとは先ほどの予算、要綱550万円に対して585万円という決算になっている理由、こちらの部分をお聞かせください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

105ページですが、負担金、補助及び交付金の中の観光推進事業費補助金についてであります。こちらは、まず要綱上550万円が上限ということですが、決算が585万円ということになっております。こちらの理由でございますが、春まつりについてです

が、春まつりのポスター、チラシが4月からの補助金交付ですと、その作成時期がどうしても毎年遅れるといったものが発生しておりましたので、前年度の補助対象にして、前年度中にもうポスター、チラシは作成していただくということにすることとしたもので、今回35万円を変更の交付決定をし、交付したものになります。

続いて、その事業費ですが、まず全体から申し上げます。全体につきましては、総事業費が658万3,242円となっております。そのうちの町の補助が585万円、観光協会の自主財源が73万3,242円でございます。

先ほど交付要綱上3つの事業があるというお話がございましたが、まず1つ目、春まつり企画運営事業についてですが、こちらについては名称のとおりですが、春まつりのポスター、チラシの作成から各イベントの手配、警備等の手配等々まつりの運営に関するものでございます。こちらの事業につきましては、総額で314万1,950円となっておりまして、そのうちの補助が267万2,000円となっております。

次に、2つ目の組織体制強化事業、こちらにつきましては、担当職員、観光協会の職員1名の人事費、それから旅費、また郵便料、それから事務所の電話料だとか、コピー機の使用料などとなっておりまして、事業費は331万7,368円、そのうち補助が317万8,000円となっております。

3つ目、観光振興事業につきましてですが、こちらにつきましては1つ、石像などのまち歩きツアーを6月に1回開催したものになります。事業費としては6万9,924円、補助はこちらは入っておりません。

3つの事業の内訳については以上でございます。

○五十嵐 淳委員

そうしますと、今、回答いただいた内容で2点ばかり質問させていただきたいのですが、まずは予算上、あと要綱上550万円に対して585万円になっていることについての説明に関しましては了解しました。

それとは別に、各事業予算のお話、内訳をいただいたのですけれども、予算金額でいうと、こちらの585万円となっているものと、ただいまご説明いただいた補助額を足していくと、金額的には6万9,000円という最後の事業費を抜いた金額で、2事業で585万円になっているというところのご回答ということなのですけれども、この3事業のうち全てを実施しなくてもいいのかというところが1点、いわゆる補助事業として、この補助事業の要綱には観光協会が観光振興の推進を目的に実施する次に掲げる事業とするという補助事業の内訳として、この3項目がついておりますので、3番の観光振興事業は費用上オーバーしているというところで含まれていないという理解として取ることもできるのですけれども、まずその3項目をどういうふうに整理されているのかお聞きしたいというのが1点と。

もう一つ、実際にこの3つの事業の中で一番予算ウエートが高いのは（2）の組織体制強化事業で、お話を聞くとほぼ職員の方1名分の人事費、旅費というところになっているのですけれども、この中に特に、いわゆる町に提出された報告書上で人事費を町として補助して、どういった効果があるのかというところをどう整理されているのかというのをお聞きしたいです。

聞きたい趣旨としては、これは昨年度、私たちのほうでいろいろ観光需要の高い土日祝日に協会が十分に稼働していない場面があったのではないかなどというところを見聞きしております、この点も含めて町としてどのように把握して評価しているのかというところをちょっとお聞かせいただきたいです。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

まず、こちらの補助金の中の要綱上の3つの事業についてですが、全てのものは行っていただいておりますので、その中で補助対象事業という考え方でございますので、補助金を充当しないものがあるというのによろしいというふうに捉えております。

次ですが、職員の活動内容についてということでございますが、こちらは1名の専属の職員の人事費になりますけれども、まず活動については観光協会の管理運営、それから観光協会が主体的に行っております春まつりの事業、あとは町と連携して行っている秋まつりに関するもの、観光ガイド事業、あとSNSの配信等の情報発信ということとなっております。

土日祝日の観光繁忙期についての対応、十分に稼働していない場面があったのではないかというお話をございましたが、そちらにつきましては役場のほうにもそのお話を届いております。特に今年の春まつり期間、問合せが平日のみの対応であったというところがございまして、これもやはりおもてなしの体制としては課題であるのかなというふうに認識しておりますので、春まつり以内も含めて観光客の皆さんに不利益とならないための体制といったものを観光協会のほうにも要請しながら、十分な体制というものを築いていくように協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○五十嵐 淳委員

まず、1点目の3つの事業の件につきましては理解しました。ありがとうございます。

その次の人事費と、あと土日祝日の対応についてなのですけれども、先ほど課長からもお話をありました今年の春まつりの電話対応が平日のみとか、これから協議というところに関しましては、私もこれから12月以降の一般質問などで深く議論できたらなというふうに思っていますので、ここの場では特に申し上げることははないのですけれども、改めてこの補助金の事業、補助事業の目的というのは、観光協会が観光振興の推進を目的にというふうに書いております。

先ほど課長からもお話をありましたおもてなしの体制、特に沼澤町長が就任されてから、おもてなし大作戦ということで、役場職員の方々も本当に営業時間外含めて観光客が来られた際にはノベルティをお渡したりとか、町の案内をするということは、私自身も見てきております。町自体が昨年度からそのような動きをされている中で、今まで特に事務仕事をメインで行ってきたから、その流れで来ているところというのがどうなのかなというふうな部分を含めて、実際にこの執行内容 자체を町としてどのように評価しているのか。先ほどちょっと協議というところがあったのですけれども、改めて課題があったと認識されているのかどうか。観光協会のためにできたこの補助金というのは、しっかり観光協会のほうでも執行していると思われているのか、もう少し今後変えていかなければいけないという振り返りがあるのかどうかというところも含めてお考えを伺いたいです。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

観光協会への観光推進事業の補助金についてでございますが、課題があったかといえば課題はあるのかなというふうには捉えております。これまで同様の活動をしてきたということでございますけれども、今後町のほうでさらなる観光振興を図るという観点からすれば、やはりさらなる、例えば観光情報の発信とか、観光誘客に向けた取組だとか、そういういったものにシフトしていく必要があるのかなというふうに考えてお

りますので、引き続き町観光振興の一翼を担う観光協会でございますので、その点についてはこちらからも要望しながら協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えを申し上げます。

補助金の執行に関しましては、これまで適切なものであったということで認識しておりますし、皆様もご承認いただいていることを見ますと、そういうふうなご判断をいただいたものと思っております。

ただ、観光振興をこれよりもまた前に進めていく上では、まだ強化、改善の余地はあるかと思っておりますので、先ほど今後の一般質問等でというお話がございましたが、それを持つまでもなく、私のほうからも今の観光協会体制あるいは業務の内容に関しましては、SNS発信等、または事務の点についてもより一層強化できなかい申入れをしてまいりますので、そのようにお考えいただければと思います。

以上でございます。

○松尾 道郎委員

私からは、今の五十嵐委員の関連にもなるのですけれども、105ページの7款1項2目の12節、城山公園ライトアップ委託料62万7,000円、この金額の内訳に、例えば機器の整備とか、それに伴う人件費は当然あると思うのですけれども、夜にやっていくわけなので、城山公園での案内所の設置の予算まで入っているのか入っていないのか。多分これは春まつりのほうと連携があるので、今話が出た観光協会との関係もあるのでしょうかけれども、春まつりのほうの案内所はやっぱり設置して、その予算計上で決算の中に入っているかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

105ページの委託料の中の城山公園ライトアップ委託料62万7,000円でございますが、こちらの内訳につきましては、まず春のライトアップのほうに18万7,000円、秋のライトアップに44万円ということで、これは電気設備業者への費用で、ライトアップのライトの設置費用という技術的なものの費用ということで、事務所に関するものだと、そういったものは入ってございません。

以上でございます。

○松尾 道郎委員

分かりました。

春まつりのほうの決算の中には案内所の設置とかというのは入っている……。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

失礼しました。春まつりのほうにはということでございますが、まず観光協会の城山事務所につきましては、町所有の建物を無償で使用していただいているというものでございますので、事務所設置に係る特段の費用というのはかかっておりません。

ただ、昨年度は事務所の放送のアンプが故障したということで、修繕費1万7,600円の支出があったといったことでございます。

以上でございます。

○松尾 道郎委員

分かりました。

今何でそれを聞いたかというと、ライトアップの事業のときに夜8時まででしたか、やっていますよね。そうすると、城山に上がった人がいろんなことを聞きたいのだけれども、どこに行って聞けばいいのだ、案内所がないのではないかという話を何人から聞いています。ただ、それは結局、委託事業と、もともとの春まつりの補助事業としていただいている観光協会のほうとの打合せが、先ほど課長が言ったように、もっと小まめに打合せしないといけないのでしょうけれども、もっと簡単に、例えば秋まつりは秋まつりで出ていますよね。だから、春まつりは観光協会のほうから抜いてしまって、春まつり補助事業とかという項目を出しておいたほうが何かとやりやすい。決算のときもそうですし、今みたいにいろんな方面に予算を使わなければならないときに、終わってから、いや、こうだったなというのだと大変でしょうから、そういうことにしたほうが、決算的にも数字的にも分かりやすくていいのではないかと思うのですけれども、その件はどうですか。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

春まつりの事業について観光推進事業費の補助金のところから独立させたほうがいいのではないかということでございますが、そちらにつきましてはこれまで様々な経緯があっては、春まつりをこちらの事業に入れ込んできたということであると思いますので、どういう方向がいいのか、少し研究させていただければなというふうに思います。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

103ページ、1目12節委託料の飲食店ポータルサイト保守業務委託料ですが、これは今まで何年目を終えて、アクセス数など含めて、このサイトが育っているのかというのを、現在の評価というか、効果というのを確認させてください。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

103ページの12節委託料の飲食店ポータルサイト保守業務委託料のところでございますけれども、こちらはさんのへごはんというサイトでございます。こちらは、令和2年に12店舗で開始しまして、サイトですので、PVで実績というのは評価されると思いますが、当初2,763、3年度は8,598、それがどんどん増えまして、令和6年度は2万8,583PVというところで、毎年毎年PV数が増えているということで、現在は16店舗の登録でございますが、見てる方、利用されている方がどんどん増えている状況にあるというふうに見ております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

2万8,583PVということで、まず伸びているということは分かりました。新着情報等々も1月が一番新しい情報だと思いますが、新着情報も入っているのは確認しております。

ただ、この内容というのは、画像ですとかは店舗からの情報提供なのか、保守事業者が取材をして制作されているのかという。やはりこれだけ2万8,583PVあるのに

もかかわらず、事実とかけ離れたような画像とかだと実際にそれを見て行かれた方も、ちょっと違うのではないのかなというふうに感じるような場面も見受けられますので、そこをちょっと確認しておきます。

○まちづくり課長（櫻井 学君）

こちらのさんのへごはんの掲載内容でございますが、お店側から情報や写真をいただいて掲載しているものもございますし、町のほうで取材に行って情報をいただいて掲載しているもの、両方あるということになっております。

ただ、お店のほうの事情で様々な変更というものが発生しているものもあるかと思いますので、再度もう一回ちょっと確認作業をさせていただければなというふうに思います。

以上でございます。

○町長（沼澤 修二君）

私からもお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご承知のとおり、このポータルサイトはコロナ禍に立ち上げたポータルサイトでございます。今はページビュー数が伸びているとはいえ、このような機能を備えた大手検索サイト等もございますし、そちらのほうが利用者からの投稿で新しい情報だったり画像だったりが投稿されているケースもあるというふうには認識しております。

今後このポータルサイトの運営に当たりましては、しっかりと新しい情報を載せていかないと、逆にお店の方に迷惑をかけてしまうこともあります。今まちづくり課でやっておりますが、この体制でやっていけるかどうか、そういったことも含めて、これは検討していかなければならないというふうに、今年度、新年度予算の編成の際も担当課と議論しておりましたことなので、今後の運営の予算措置に当たっても、全般を含めて検討させていただきたいと思っております。今使っている以上は、いい状態で情報を提供するということに心がけたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

10分後再開予定をもって休憩いたします。

（午後 2時58分）

休 憩

（午後 3時08分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、8款土木費について説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

8款土木費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

土木費は、町民皆様の生活や産業の基盤となる町内の道路、橋梁の維持管理や新設改良、公園や町営住宅の維持管理を行うための経費でございます。

104ページ、105ページをお願いいたします。1項1目道路河川総務費の2節給料から106ページ、107ページの4節共済費までは、建設課職員の人事費でございます。

12節委託料52万5,000円と13節使用料及び賃借料48万6,000円は、土木工事の積算に用いておりますシステムの保守と借り上げに要した経費が主なものでございます。

2目道路維持費は、延長約339キロメートルの町道や町内約2,400か所に設置しております街路灯の維持管理、建設課所有の車両の維持管理、道路補修に係る重機の借り上げ、道路補修工事、道路維持補修材料の購入、除雪作業等を行うための経費でございます。

10節需用費の消耗品費367万3,000円は、融雪剤の購入が主なものでございます。電気料1,046万4,000円は、街路灯の電気料金でございます。修繕費154万7,000円は、街路灯と建設課で管理する車両の修理に要した経費でございます。

12節委託料2,546万3,000円は、道路台帳の修正、橋梁補修に係る調査設計、町が管理する道路の草刈りや通行の支障となる樹木の伐採などの道路維持作業に要した経費でございます。

108ページ、109ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料の重機借上料799万4,000円は、町内17件の維持補修に要した経費でございます。LED街路灯借上料1,019万1,000円は、町内約2,400か所に設置している街路灯の借り上げに要した経費でございます。除雪機械借上料7,643万3,000円は、町内338路線、約228キロメートルの除雪を行うため、建設業者11者の重機28台の借り上げに要した経費でございます。令和6年度の除雪稼働日数は、11業者で64日でございました。

14節工事請負費6,024万1,000円は、町道舗装補修工事のほか、16件の道路補修、側溝の入替え、擁壁の補修などの道路維持工事、橋梁補修工事、防犯灯設置工事に要した経費でございます。

15節原材料費の道路維持補修材料購入費171万6,000円は、町道等の補修に必要な碎石の購入に要した経費でございます。

17節備品購入費の道路維持用備品購入費21万5,000円は、レーザー距離計とモバイルルーター各1台の購入に要した経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金の道路除雪活動報奨金70万円は、町が管理する道路の除雪について、三戸町道路除雪活動報奨金交付要綱に基づき、除雪機やトラクター等を使用して除雪作業を行った2つの町内会に対しまして報奨金を交付したものでございます。

110ページ、111ページをお願いいたします。3目道路新設改良費の12節委託料587万4,000円は、町道2路線の測量に要した経費でございます。

14節工事請負費の8,846万2,000円は、町道在府小路町4号線ほか4路線の道路整備に要した経費でございます。

16節公有財産購入費の町道用地購入費65万3,000円は、雷平地区法定外道路改良工事に伴う用地の購入に要した経費でございます。

2項都市計画費は、三戸都市計画区域1,779ヘクタールで、220ヘクタールの維持管理を行う経費でございます。

1目都市計画総務費、12節委託料の沖中児童公園維持管理業務委託料5万円は、元

木平地区にある沖中児童公園の維持管理を元木平町内会に委託したものでございます。

27節繰出金1億2,646万5,000円は、三戸町下水道事業会計に繰り出したものでございます。

3項住宅費は、町営住宅11団地199戸の維持管理と（仮称）まちなか第1団地整備に関する経費が主なものでございます。

112ページ、113ページをお願いいたします。2節給料から4節共済費までは、建設課職員の入件費でございます。

10節需用費の修繕費332万2,000円は、町営住宅の屋根や外壁など、6団地26件分の修理に要した経費でございます。

11節役務費の火災保険料24万円は、町営住宅199戸分の火災保険料でございます。

12節委託料の建築物耐震診断業務委託料13万6,000円は、木造住宅の耐震診断1件分でございます。（仮称）まちなか第1団地整備事業アドバイザリー業務委託料893万円は、公営住宅整備をPFI方式で行う際の事業者公募の準備から事業者の選定、契約等の支援を受けるための経費でございます。（仮称）まちなか第1団地地質調査業務委託料822万8,000円は、公営住宅整備用地のボーリング調査に要した経費でございます。

14節工事請負費128万7,000円は、箸木山住宅2棟の解体に要した経費でございます。

以上で8款土木費決算の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、9款消防費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

9款消防費につきまして補足説明申し上げます。

112ページ、113ページをお願いいたします。9款消防費、1項1目常備消防費であります、18節負担金、補助及び交付金にあります八戸地域広域市町村圏事務組合負担金1億9,237万9,000円は、消防費と消防公債費の負担金であります。職員数は、広域事務組合全体で426人、三戸消防署は署長以下31人が配属されており、常時8人から9人が24時間体制で勤務しております。三戸消防署における令和6年の町内出動件数は、火災7件、救急411件でありました。

2目非常備消防費でありますが、1節報酬にあります消防団員報酬2,110万7,000円は、団員に対する年額報酬と火災、水害訓練等に伴う出動報酬の合計額となっております。

114、115ページをお願いいたします。7節報償費の消防団運営管理等報奨金277万3,000円は、消防団本団及び分団に対する運営管理報奨金と夜間巡回に対する報奨金等であります。団員数は、令和5年度394人であったものが、令和6年度は391人と3人の減となっており、このうち女性団員は14人となっております。令和6年度の出

動回数ですが、火災 7 回、風水害等 2 回、演習訓練等 40 回、その他 71 回の計 120 回、出動人員は延べ 3,484 人ありました。

10 節需用費の電気料 127 万 9,000 円は、消防団屯所 19 施設の電気料であります。同じく需用費の修繕費 209 万 4,000 円は、消防団車両及び小型ポンプ等の修繕に要した経費であります。

12 節委託料は、第 15 分団屯所建設に伴う設計委託料 156 万 2,000 円が主なものであります。

14 節工事請負費の第 15 分団屯所解体工事請負費 129 万 8,000 円は、旧屯所の解体に要した経費であります。

17 節備品購入費の消防資機材購入費 380 万 7,000 円は、第 5 分団に配備した小型動力ポンプのほか、団員の活動服やホース、その他の資機材を購入したものであります。

18 節負担金、補助及び交付金の市町村総合事務組合負担金 1,010 万 3,000 円は、団員の活動時における公務災害補償及び退団時の退職報償負担金を当該事務組合に支払ったものであり、下から 4 行目の消防団員福祉共済掛金助成金 117 万 3,000 円は、団員の事故または疾病による入院時や死亡時に見舞金を支給する共済制度への助成金であります。

116、117 ページをお願いいたします。3 目災害対策費であります、3 節職員手当等の時間外勤務手当 39 万円は、令和 6 年 8 月 11 日から 12 日にかけての台風 5 号の対応に要した経費であります。

11 節役務費の災害対策費用保険料 34 万 1,000 円は、町が避難指示等を発令した場合、応急救助を行うための費用の一部が補償される保険制度の費用であります。

以上で 9 款消防費の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9 月 9 日午前 10 時、決算特別委員会を再開することとし、本日はこれで散会といたします。

（午後 3 時 25 分）

2日目 令和7年9月9日（火）

○日程

1. 議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳出10款教育費から13款予備費まで款ごとに審査)
2. 議案第63号～第69号 令和6年度各特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入・歳出一括審査)
3. 議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について（採決）
4. 議案第63号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
5. 議案第64号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
6. 議案第65号 令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
7. 議案第66号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
8. 議案第67号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について（採決）
9. 議案第68号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定について（採決）
10. 議案第69号 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定について（採決）

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員（14人）

- | | | | |
|-----|-----|----|---|
| 1番 | 五十嵐 | 淳 | 君 |
| 2番 | 松尾 | 道郎 | 君 |
| 3番 | 柳 | 圭太 | 君 |
| 4番 | 小笠原 | 君 | 男 |
| 5番 | 和田 | 誠 | 君 |
| 6番 | 山田 | 将 | 之 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳 | 子 |
| 8番 | 藤原 | 文雄 | 君 |
| 9番 | 番屋 | 博光 | 君 |
| 10番 | 千葉 | 有子 | 君 |
| 11番 | 久慈 | 聰 | 君 |
| 12番 | 澤田 | 道憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和志 | 君 |
| 14番 | 竹原 | 義人 | 君 |
-

○欠席委員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	沼澤修二君
委任説明員	副町長	本宿貴一君
	参事（農林課長事務取扱）	貝守世光君
	会計管理者（会計課長）	武士沢忠正君
	参事（総務課長事務取扱）	太田明雄君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	健康長寿課長	中村正君
	まちづくり推進課長	櫻井学君
	税務課長	下村太平君
	三戸中央病院事務長	松崎達雄君
	総務課財政指導監	多賀昭宏君
	三戸中央病院事務次長	中村義信君
	まちづくり課ふるさと納税室長	高屋敷一弘君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	貝守世光君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	金子祐之君

他、各所属の班長級職員等

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局長	井畑淳一君
総括主幹	相馬英生君
総括主幹	櫻井優子君

(午前10時00分)

○委員長(千葉有子君)

ただいまから本日の会議を開きます。

議案第62号を議題として前日の議事を続行します。

委員長からお願いを申し上げます。質疑を行う際には、決算書のページを述べてから、関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。なお、議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭に発言いただき、効率的な議事運営にご協力を願いいたします。

また、重複する質問は避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いいたします。

歳出、10款教育費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(奥山昇吾君)

10款教育費について補足説明申し上げます。

教育委員会では、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育の推進に努めてまいりました。

決算書116ページ、117ページをお願いします。10款教育費ですが、教育費全体の支出額は5億9,967万3,000円で、一般会計の歳出総額に占める割合は8.8%であります。

1項1目教育委員会費は、教育委員4名の会議や各種行事等延べ135回の出席に係る委員報酬79万6,000円が主なものであります。

2目事務局費の1節報酬、会計年度任用職員報酬827万3,000円は、三戸中学校で英語、数学、生徒指導の支援を行う小中一貫教育支援特別講師3名と三戸高等学校魅力化ミッションを行っている地域おこし協力隊1名への報酬です。

118ページ、119ページをお願いします。11節役務費の英語検定手数料22万6,000円は、9年生64名を対象に英検受験料の補助を行ったものであります。

12節委託料の業務委託料93万6,000円は、部活動の遠征等85回の運行に要した経費であります。学習コーチ事業委託料80万円は、7、8、9年生を対象に実施した勉強のやり方や学習計画の立て方に関する学習コーチ講演会3回と6年生への中学校進学前の不安解消や学習習慣形成のための7年生進級前ガイダンスの実施に対する委託料であります。探究コーチ事業委託料50万円は、5年生から9年生を対象に、勉強したことが社会でどのように生かされているのかを探究し、学習意欲の向上を図るために実施した対面2回、オンライン3回、計5回の講演会に要した経費であります。三戸高等学校クリエイティ部活動支援業務委託料698万円は、第一線で活躍しているクリエイターを講師に迎え、創造力あふれる発想力、デザイン思考、いわゆるクリエイティビティを使って地域課題解決をテーマとした実践活動を行いました。昨年度は、三戸町のPRポスターやPR動画の作成などをを行い、これらの活動は岐阜県で行われた全国高等学校総合文化祭で最優秀賞を受賞し、三戸高校の魅力化に寄与しております。

13節使用料及び賃借料の部活動支援バス借上料185万4,000円は、複数の遠征が重なった場合、町保有の部活動バス1台で対応することのできない遠征等について、民間

業者のバスを借り上げたものであります。18回運行したものであります。

17節三戸高等学校下宿用備品購入費51万9,000円は、全国募集生徒が新たに2名入学することとなったことから、机やエアコン等の購入に要した経費であります。

18節負担金、補助及び交付金の三戸地方教育研究所負担金1,065万9,000円は、三戸町と田子町2町の教育振興のため、教員研修、教育相談、学力調査の分析、特別支援学級への在籍が必要かどうかを判定する教育支援委員会などの業務を行っている三戸地方教育研究所に対する負担金であります。三戸地方未来塾事業費補助金100万円は、プログラミング教育を行うICTクラブの運営に要する費用で、小学生20名、中学生8名が参加し、6月から3月まで合計24回実施したものであります。三戸高等学校支援事業費補助金350万円は、延べ321名分の各種検定料補助、町外からの通学者42名と町内の通学時間に公共交通機関のない地域からの通学者4名への通学費補助、進路達成に向けた14名への学習計画作成支援、高総体等の部活動遠征費支援などを行ったものであります。海外研修事業費補助金541万1,000円は、姉妹都市のオーストラリア・タムワース市の受入れが不可能となったため、派遣先を同国シドニー市近郊へ実施したもので、8年生10名の派遣を行ったものであります。全国募集生徒支援事業費補助金220万8,000円は、全国募集で入学した5名の下宿代の支援のほか、年2回の出身地への帰省のための補助金であります。

120ページ、121ページをお願いします。入学祝金1,431万2,000円は、未来ある子供たちの学びを支え応援するため、令和7年度に小学校及び中学校へ入学する児童生徒及び高校等へ進学または就職する生徒へ1人当たり10万円を支給したものであります。

3目語学指導外国青年招致事業費でありますが、英語科の充実のために配置しているALT2名の雇用に係る1節、会計年度任用職員報酬748万円が主なものであります。

2項1目小学校費の学校管理費でありますが、この目は三戸小学校、斗川小学校の2校の管理運営に要した費用であります。

1節報酬の学校医等報酬103万7,000円は、児童の耳鼻科、眼科、内科、歯科健診に要する学校医等に対する報酬であります。

122ページ、123ページをお願いします。12節委託料の業務委託料1,430万4,000円は、三戸小中学校4名、斗川小学校1名、合計5名の用務員と三戸小中学校の日直1名に対する業務委託料であります。三戸小目時地区通学バス委託料から斗川小大舌地区通学バス委託料は、三戸小、斗川小合計89名の通学バス運行に要する費用で、5つの路線合計で3,080万4,000円を要したものであります。情報通信ネットワーク環境整備支援委託料79万2,000円は、タブレット端末使用について、各学校の活用状況に応じた各種設定や運用の支援に要した経費であります。統合型校務支援システム導入委託料190万3,000円は、学校で扱う教務、保健事務等のデータを電子化して、統合、集約する統合型校務支援システムを従来の校務支援システムの更新時期を機にクラウド型のシステムに入れ替え、導入したものであります。こちらは、県の働き方改革推進事業補助金を活用し、補助率2分の1にて実施しております。

13節使用料及び賃借料の校務支援関連ソフトウェア使用料54万3,000円は、グループウェアや図書管理システムなど、従来の校務支援システムで運用する業務に関わるソフトウェア使用料であります。

124ページ、125ページをお願いします。17節備品購入費の校具購入費100万3,000円は、集中した学習環境を整えるためのパーテイションや視力検査のための検査機など、各学校で22品目の各種備品購入に要したものであります。また、吹奏楽部楽器購入

費388万3,000円は、チューバ、ピッコロ、クラリネットなど8種類の楽器を前年度の繰越事業により購入したものであります。

2目教育振興費ですが、1節報酬の会計年度任用職員報酬1,176万4,000円は、学習障害等、教育上特別の支援を必要とする児童への指導充実のために、各学校に配置している小中一環教育チーフ6名分の報酬であります。

2節給料の会計年度任用職員給料264万円は、ICT教育の推進及びICTに関わる教員の負担軽減のため、三戸小中学校に配置するICT支援員1名の給料であります。

17節備品購入費の教材備品購入費572万6,000円は、4年ごとに行われる小学校教科書改訂に伴い、教師用の教科書、指導書、指導用教材を購入したものであります。

18節負担金、補助及び交付金の全国大会等出場支援事業費補助金106万8,000円は、空手、相撲、吹奏楽の東北大会以上の大会出場に対する支援であります。

19節扶助費では、経済的に就学困難な児童の保護者に対し、給食費や学用品費等を援助する要保護及び準要保護児童41名に対する就学援助費327万5,000円が主なものであります。

3項中学校費、1目学校管理費ですが、この目は三戸中学校の管理運営に要した経費であります。

12節委託料の三戸中学校斗内地区通学バス委託料701万円は、斗内、豊川地区の生徒21名の通学に要した経費であります。

126ページ、127ページをお願いします。13節使用料及び賃借料の三戸中スクールタクシー借上料355万1,000円は、日時地区5名、大舌地区3名、蛇沼地区7名の通学に要したものであります。

2目教育振興費ですが、1節報酬の会計年度任用職員報酬149万7,000円は、三戸中学校へ部活動指導員3名を配置したものであります。

7節報酬のジュニアクラブ指導者謝金24万4,000円は、令和5年度から休日の部活動の地域移行を行っている3つのクラブへの指導者の謝金です。

18節負担金、補助及び交付金の中体連等生徒派遣事業費補助金392万1,000円は、中体連等の各種スポーツ大会及び吹奏楽部のコンクールへの派遣に要した経費であります。

19節扶助費の要保護及び準要保護児童就学援助費458万3,000円は、経済的に就学困難な生徒の保護者34名に給付したものであります。

4項1目社会教育総務費ですが、教育委員会では、町民が生涯にわたって自己の啓発、向上を目指し、生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人とのつながりを大切にする豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、社会教育の推進に努めてまいりました。

7節報償費は、三戸小学校の児童を対象に行った放課後子ども教室の運営にかかるコーディネーター謝金22万9,000円が主なものであります。三戸小学校子ども教室は、登録児童14名で、年間103日、月曜、水曜、金曜日開設し、安全で安心な放課後の居場所を提供しております。

128ページ、129ページをお願いします。12節の放課後子ども教室事業委託料は、放課後子どもプラン運営委員会に対する運営委託料70万円の支出であります。子供たちの学習支援や安全管理を行う教育活動推進員8名への謝金が委託料の主な内容であります。

18節負担金、補助及び交付金の社会教育活動推進事業費補助金185万8,000円は、三戸町文化協会、三戸町連合婦人会等6つの団体への活動費の補助金であります。さん

のへ農業小学校事業費補助金42万円は、農業体験を通して働くこと、協力し合うことの大切さを身につけさせるため、三戸食農推進協議会が行っている農業小学校運営事業に対する補助金であります。登録児童16名が13回の体験活動を実施しました。南部俵づみ唄全国大会補助金175万円は、平成元年に始まり第32回を迎えた大会の開催に対する補助金であり、本大会へは50名、子ども大会へは12名の参加がありました。

2目公民館費であります、7節報償費の三戸キッズチャレンジ講師謝金及び三戸オープンキャンパス講師謝金は、令和6年度から子ども公民館講座、公民館講座から名称を変更したものであり、これらに係る謝金であります。三戸オープンキャンパス講師謝金53万6,000円は、筋力トレーニングやフラダンス、料理など13講座の開設に関わる講師の謝金であり、169名が参加し、延べ677名が受講したものです。公民館分館職員謝金37万8,000円は、6つの分館、18名の分館職員に対する謝金であり、健康教室や料理教室など21の講座を実施していただいております。

12節委託料の業務委託料868万6,000円は、公民館の受付、清掃、日直に係る委託業務に要した経費であります。

130ページ、131ページをお願いします。3目図書館費でありますが、図書館の開館日数は年295日、入館者数は前年度から497名増加し、延べ9,199名、貸出冊数は1万7,390冊でした。また、令和6年度末の蔵書冊数は4万8,338冊となっております。

12節委託料の業務委託料1,131万4,000円は、図書の受付、貸出サービスの委託に要した経費で、常時3名の体制しております。

132ページ、133ページをお願いします。17節備品購入費の図書購入費167万7,000円は、図書1,068冊を購入したものであります。

4目歴史民俗資料館費でありますが、令和6年度の入館者数は前年度から331名増加し、3,562名ありました。他の南部氏関連城郭と連携し、南部氏と三戸城跡を周知するため販売している御城印は、1枚300円を786枚販売し、23万5,000円の売上げがありました。

1節報酬の会計年度任用職員報酬217万9,000円は、資料の解説や三戸城跡の案内等を行っている資料館長の報酬であります。

12節委託料の歴史民俗資料館受付業務委託料551万4,000円は、常時2名の勤務体制しております。

5目文化財保護費でありますが、国史跡三戸城跡を後世に伝えるため、文化財の価値を保存し、適切に活用するための保存活用計画の策定を昨年度、令和6年度末に終えたところであります。

134ページ、135ページをお願いします。10節需用費の国史跡三戸城跡保存活用計画書印刷製本代125万4,000円は、国史跡三戸城跡保存活用計画が策定されたことに伴い、計画書を製本、発行し、文化庁など各関係機関へ配付したものであります。

14節工事請負費の文化財案内板設置工事請負費79万円は、京兆館跡、金堀館跡の2か所に案内板を設置したものであります。

5項1目保健体育総務費の1節報酬のスポーツ推進委員報酬104万9,000円は、スポーツ推進委員14名に対する報酬であります。

18節負担金、補助及び交付金の三戸町体育協会補助金142万8,000円は、町民の体育の振興を目的に、18の競技団体やスポーツ少年団への支援や各種スポーツ教室を行っている体育協会への補助金であります。

136ページ、137ページをお願いします。2目体育館費は、町民体育館の維持管理に要した経費であります。利用者数は、前年度から949名減の延べ1万553名がありました。

3目体育施設費ですが、この目はパークゴルフ場、町民プール、サンスポートランド三戸、松原公園、勤労者体育センターの維持管理に要した経費であります。パークゴルフ場は4月6日から11月28日まで開設し、期間中の利用者数は前年度から671名減の1万334名であります。町民プールは6月15日から9月10日まで開設し、期間中の利用者数は152名減の2,471名であります。

12節委託料の業務委託料385万7,000円は、サンスポートランド三戸の受付、清掃等の管理と松原公園の清掃に関する委託料であります。パークゴルフ場芝育成管理委託料352万円は、肥料、除草剤等散布に関わる芝育成管理業務を専門業者に委託しているものであります。三戸パークゴルフ場指定管理料664万9,000円、町民プール指定管理料598万2,000円は、受付や清掃などの施設維持管理を指定管理者に委託しているものであります。

138ページ、139ページをお願いします。4目アップルドーム管理費は、アップルドームの維持管理に要した経費であります。アップルドームは、アリーナでの各種団体のスポーツ活動や各種大会、行事のほか、トレーニング室やほのぼの館への来場など、様々な用途で活用されており、令和6年度の利用者数は前年度から2,051名増の3万8,099名であります。

12節委託料の業務委託料1,246万円は、利用者の受付や施設管理のための委託料であります。日中は3名、夜間は2名の体制としております。

5目学校給食費ですが、町内小中学校の児童生徒及び教職員、三戸高等学校生徒を加えた644名に完全給食を提供いたしました。安全、安心で、子供の健康を重視した給食を提供するとともに、郷土食、行事食等の食育にも留意し、児童生徒に無償で提供しております。

10節需用費では、給食調理のために使用する機器、設備の運転等に要する燃料費609万4,000円が主なものとなっております。

140ページ、141ページをお願いします。11節役務費では、米飯輸送・食缶洗浄手数料104万6,000円が主な支出となっています。

12節委託料では、給食の調理及び配達業務のための業務委託料2,998万6,000円が主なものであり、民間業者に委託しているものであります。

14節工事請負費の調理場外壁修繕屋根塗装等工事請負費は、屋根全面塗装、外壁全面塗装、外壁一部張り替え等に要した経費であります。

27節繰出金の学校給食共同調理場特別会計繰出金2,999万3,000円は、一般児童生徒489人の無償化分2,548万円と食材価格の高騰に伴い、要保護、準要保護を含む559人に対して、1食当たり40円を補填する経費405万4,000円等を繰り出したものであります。

以上で10款教育費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

澤田委員。

○澤田 道憲委員

私からは、119ページの12節委託料、この学習コーチ事業委託料と探究コーチ事業委託料のことを聞きます。

学習コーチ事業委託料は80万円、探究コーチ事業委託料が50万円で計130万円になりますが、この成果報告書を見ますと、学習コーチは勉強のやり方と学習計画の立

て方について児童生徒向けに講演会を実施し、効率的な学習方法の定着と習慣を図ったとあります。また、探究コーチは、省略しますけれども、勉強する意味について講演会を実施し、各教科への学級意欲につなげたとありますが、各教科への学習意欲につなげたというところの判断、またはどのような効果が現れたのか伺います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

澤田委員のご質問にお答えいたします。

まず、学習コーチ事業でございますが、こちらはプラスティ一教育研究所の清水章弘様から講演をいただいたものでございます。学習コーチ、こちらは予習、学習のやり方、記憶の方法、問題集の使い方といった勉強のやり方、また作文の書き方について講演会を実施したものです。それによって児童生徒が効率的な学習方法を身につけようとしているものでございます。

こちらの評価につきましては、端的に言いますと、学校の学力評価でありますとか、そういうものに、それをやったからといって即時に見えて効果が現れているのかといったところは、ちょっと難しいところではありますが、ただ意欲のところには……町の指標に応じた点数を取れる指標というものがありますけれども、そちらの満足度、それに関しては高まっているというような効果は目に見えております。三戸町教育研究所の指標によりますと、見えております。

一方で、先ほどの探究コーチでございますが、こちらは日常の疑問から自らで問い合わせを立て調べる探究学習を通じて、日々の世の中の事象がどのように自分の学習に身につくかといったような探究、といったものをを目指す学習の探究コーチということになってございます。こちらのほうも、確かに指標をはかる上では大変難しいのでございますが、日々の興味がどれほど学習に結びついているかというところ、こちらは事業が始まってまだ短いところではありますけれども、どのように生かしていくのかというのを今後も推移を見続けたいと思っております。よろしくお願ひます。

○澤田 道憲委員

説明は分かりました。

あと1つは、先ほど各教科への学習意欲につなげたという成果の報告書ではあります、やはり保護者や町民は三戸の子供たちが成長するのを期待しているわけですから、今後もこういった講演会の実施回数を増やせないかどうか、その辺もお伺いいたします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

私の先ほどの答弁の中で、学習の効果がどのように生かされているかといったものを推移を見て判断していきたいということでございますが、なかなか結果としてどのように表れているかというのは指標が難しいところでございます。ただし、そういう意味で、このやり方とか、目に見えて結果が出てくるのであれば、増やしていくことは考えられるかなと思っております。今のところは、推移を見たいというところでございます。

○五十嵐 淳委員

119ページになります。1項2目18節、下から8番目、三戸地方未来塾事業費補助金、この件についてお伺いします。

こちらは名称に三戸地方未来塾とついておりませんので、三戸地方未来塾のための補

助金であると考えているのですけれども、三戸地方未来塾というのは総務省の平成28年度2次補正に出た若年層に対するプログラミング教育の普及推進事業の事業費が終わった後に恐らく例年ついている補助金なのかなというふうに推測した上で、ちょっとお聞きしたいのですけれども、まずこれは委託事業と補助事業ということで違うと認識した上で、例えば事務局長の説明で委託で始まっている三戸高等学校クリエイティ部の業務委託料では、やっている内容及び成果というお話をされていたかと思うのですが、これ3点質問あります、まず1点目です。この未来塾の事業では24回やりましたよと、小学生、中学生20名、8名が参加しましたよという実績のみのお話をでした。ここの中での、いわゆるクリエイティ部と同じような形で成果ですね、定量成果でも結構です、定性的な成果でも結構です。こちらを1点目、お聞かせください。

2点目です。こちらは、先ほど私がちょっとお話ししたように、毎年ついている予算だと思います。今年度も予算で100万円ということでついておりましたので、その中でクリエイティ部であれば、この年はこういったことをやりました、次年度はこういうことを考えています、こういうことをやりましたというような形で、変化、そういうものもご説明いただいておりました。そんな中で、三戸地方未来塾の事業では、例えば内容変化等々あるのかどうかというところを、いわゆる6年度は5年度に比べてこういうことをやりました。立ち上がった何年度に比べて、こういった変化がありますということをお聞かせください。

3点目です。そういった上で、毎年補助事業として予算を出されているこの補助金に対しての評価、どのように教育委員会として評価されているのか。例えば課題等を感じていないのか、そういったところ、この3点お聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

五十嵐委員のご質問にお答えします。

まず、1つ目の成果でございます。学校では、プログラミング教育が必修化されているということで、プログラミング的思考を子供たちには求められるようになっていくということです。

令和6年度の成果といたしましては、ジュニア・プログラミング検定の合格者ということで、プログラミング検定の級というものがありますけれども、4級には11名、3級には2名、2級には7名ということで、合計20名の小学生が検定として合格しております。こちらは実績ということ、成果ということになります。これは参加している生徒に限る成果ではございます。

あと、内容の変化でございますが、こちらは冬休みの体験講座あるいは出前授業として斗川小学校に赴いて授業を行ったりするといったことがございました。内容の変化については、前年と大体同様な内容となってございます。

それから、3番目の補助金の評価ということでございます。数年度にわたり同じ金額の100万円という中でやってまいりましたけれども、こちらは継続事業として実際はやってきております。評価としては、毎年度こういった子供たちへのプログラミング的思考を目指す、そういったモチベーションになればということでやってございます。

五十嵐委員の求める評価というものに関しては、もっとこの事業につきまして何か新しい効果が出るような取り組み方をしなければいけないと感じておりますので、今後も検討させていただきたいと思っております。

○五十嵐 淳委員

そうしますと、もう一度お聞きしたいのですけれども、まず成果の部分で言いますと、プログラミング思考というのを養うために、実際にできていますよというようなお話だったのですけれども、そもそもプログラミング思考というのはこの未来塾とは関係なく、学校の授業の一環として実施されておりまして、いわゆるそれがこの未来塾があったからこそ、どういったプラスになったのかというのをお聞きしたいので、そこをまず1点目の再度お聞きしたい内容として出させていただきます。

20名の成果ということで、本来であればプログラミングがとても苦手だった方とか、やっているのだけれども、もっともっと欲求が出て、それに対応した上で級数が上がっていったとか分かればいいのですけれども、実際にその辺がどう違いがあるのか。いわゆる補完的なものなのか、加速的なものなのか、そういういた役割があったのかどうかをお聞きします。

2番目の変化の部分というのは、変化がほぼない、同じ内容だよということに対して、3番目の評価のところでも考えなければいけないというようなお話がありましたけれども、ご存じのとおりITの世界というのは日々変化していっています。恐らくこのプログラミング教室が始まった頃には、AIの話とかというのはほぼなかったと思うのです。今それが当たり前のように出ている中で、変化がない、同じような内容をやっているということは、子供たちにとってメリットがあるのかどうかというところをどうお考えになっているのか、そこについてお聞きします。

3点目の評価の部分というのは、いわゆる補助金を活用してもらっていることについて、教育委員会として、町として、これはこれからもやっていきたい。評価というのはそういった意味で、この執行というの間違いなかったよというところを声が聞きたいで、そういったところも含めて、どういう意味合いで評価しているのか、課題があるのかというところを改めてお聞かせください。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

再度の質問の第1番目でございます。学校でもプログラミング教育、プログラミングの授業はあるけれども、この未来塾でやっていることは何か違いがあるのかどうかというところでございます。学校の授業におきましては、キーボードの入力であったり、スクラッチを活用したプログラミングの実践というのは授業の中ではないと。ところが、こういった機会を未来塾として与えて、子供たちが触れることができるということで、こちらはさらに伸びたい人、伸ばさせたい人のためになつていると感じております。

2つ目の、今はAIをどんどん取り入れているのですけれども、変化がないのではないかということでございますが、中身に関してはAIを取り入れた塾の活動というのも行われておりますので、塾の運営方法は変わっていませんけれども、内容は常に日々変化しております、それを反映している内容にはなつていているということでございます。

そして、この事業自体が今後も継続する評価に関してでございますが、先ほども事業だけではできない、そういった機会というものを町の教育委員会がある場所で与えて、それを活用して伸びてくれる子供がいるということであれば、そういった機会をつくり、今後も支えていきたいというのがスタンスであります。

以上でございます。

○五十嵐 淳委員

まず1点目の、ふだんの授業とこの補助事業との違いというところで、非常に授業でやっていないことをやっていると。もっともっと取り組みたいという人たちに対する機会提供になっているというお話をしたので、この件については了解いたしました。

2番目、変化の部分で再度お聞きします。ちょっとすみません、事務局長のお話で、私がA.I.の話をしたところでA.I.を事例として出されていましたけれども、これは補助事業なので、実施報告書が出ていると思うのです。これに具体的に事例として、今年度はこういったことをしました、こういう成果がありましたというものの中から、印象的に残ったものでも結構ですので、そういったところをちょっとお聞かせいただきたいです。

これ3点目の質問になりますので、私のほうで再度質問ができないので、改めてその上での評価、今後も続けていくというお話をされましたけれども、具体的に、例えばですけれども、私が言うのもあれなのですけれども、何年も同じ内容ということではなく、学年に応じたカリキュラム提供されている、プログラム提供されているということであれば、低学年の頃に実際にこういったプログラム教室を始めました。中学生になって実際にキャリアパス、将来的にはそういう習ったことを、自分が学んだことを生かしたこういったキャリアパスをしたいとか、小学生、中学生というふうに一緒に続けてできるのも三戸学園の魅力の一つだと思いますので、そういった何か見えることの事例があると評価しているよということもすごく分かりやすいのですけれども、印象的に残ったことで結構ですので、この2番、3番の再度の質問に対してお答えいただければと思います。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

五十嵐委員の3回目の質問にお答えいたします。

実績報告書等を見て、何か印象的なことがなかったかということでございますが、昨年度は未来塾のほうで、とうほくプロコン2024という大会に出場いたしまして、最終審査におきましてトインクス賞というのをいただいております。こちらは、インバウンドも安心してタブレットを使ったメニューで注文ができるといったようなアプリの開発でございます。こういったものは、未来塾において実績として残っております。これが実績としては印象的なものでございます。

こういったものを位置づけまして、最後の質問でございますが、今後もこういった実績が残せるような取組をまた塾のほうでして、様々な機会を与えて実績を残していくないと。中身について精査してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○松尾 道郎委員

私からは、同じく119ページ、17節の備品購入費、三戸高等学校下宿用備品購入費51万9,000円、これは先ほどの補足説明でエアコンとか机というお話があったのですけれども、下宿にこれは最低限備えておかなければいけませんよというような備品リストがあつて、ここが足りなくて買ってあげたのか、それとも……ちょっとこれは私勉強不足で分からぬのだけれども、この下宿の基本的な整備の基準というのがあるのだと思うのですけれども、例えば一人部屋にしなさいとかいうのがあれば、その結果での備品購入であればということで、ちょっとお伺いします。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

松尾委員の質問にお答えいたします。

下宿の設備ということでございます。町として下宿に委託している部分で想定されているものは、部屋として鍵つきの個室というところのみでございます。玄関と部屋に関わる鍵ということで想定しているものでございます。その他机とかベッド、そういうものは委託している下宿にはないことから、こちらのほうで備え付けるべきものと判断して補助しておるものでございます。

以上でございます。

○松尾 道郎委員

今年度の予算の使い方については理解しました。

ただ、県外からの生徒、非常にすばらしい人数が三戸高校には来ているわけなので、これからも増えるということは可能性としてあるわけなので、それであれば下宿を増やさなければいけない。そうすると、当然もっと細かい基準は、やっぱり役場として、行政として、こういう形で運営してもらいたいということで下宿を募集するためには、そういう備品リストとか、設備のリストが必要だと思いますので、それを使っていかないと新たな下宿が見つからない。これは、これから予算の話になりますけれども、ただちょっとそういう備品の金額で感じましたので。

もう一つ、既設のエアコンがある部屋、ないから応募して買ってもらった。その費用も、今ちょっと「あれっ」と思ったので、例えばエアコンがある部屋にという基準があるのであれば、こういう申請でオーケーなのですけれども、今まで既存のエアコンのほうには何も関係なくして、新規だけをつけてあげたというのであれば、ちょっと下宿をやっている人たち、これからやる人たちの負担も考えなければいけないのかなと思います。

備品購入ですので、あくまでも備品でしょうから、修繕とかそういうのではなくて備品でしょうから、そうすると改めてこれでいけば、新しく下宿やりたいと思った方は部屋にエアコンを設置しなくても、役場で設置してくれるのではないかという受け取り方もできるので、その辺をきちんとしておいたほうが何かといいのではないかなどということで、ちょっと質問しただけです。答弁は要りません。終わりります。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、11款災害復旧費について説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（斎藤 優君）

11款災害復旧費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

災害復旧費は、令和5年度から繰越明許とした令和5年9月21日から22日にかけての豪雨と、令和6年9月2日の豪雨により被災した農地及び農業用施設と公共土木施設の災害復旧に要した経費でございます。

142ページ、143ページをお願いします。1項1目農地及び農業用施設災害復旧費についてでございますが、13節使用料及び賃借料の78万6,000円は、袴田地区の農道1

か所の復旧作業に要した重機借上料でございます。

14節工事請負費の148万4,000円は、前年度繰越明許分1か所、令和6年度分1か所の災害復旧工事に要した経費でございます。

15節原材料費につきましては、水路用ヒューム管や道路補修用碎石などの購入費を計上しておりましたが、結果として支出済額はゼロとなっております。

2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費についてでございますが、13節使用料及び賃借料の1,499万8,000円は、砂利道の路面洗掘39件、側溝浸透ますの詰まり10件、道路への土砂流入5件、路肩の崩落2件、橋脚部への流木堆積1件、水路の詰まり3件の合計60件の復旧に要した重機借上料でございます。

14節工事請負費の649万円は、前年度繰越明許分として杉沢葛畠線道路災害復旧工事に要した経費でございます。

15節原材料費の67万8,000円は、大雨等により洗掘された道路の補修用碎石の購入に要した経費でございます。

以上で11款災害復旧費決算の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、12款公債費及び13款予備費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

12款公債費につきまして補足説明申し上げます。

142ページ、143ページをお願いいたします。12款1項1目22節償還金利子及び割引料の長期債元金償還金6億6,080万6,000円と2目利子の同じく22節、長期債利子償還金725万円は、令和6年度中に償還した起債の元金と利子であります。

令和6年度末の起債件数は130件、残高は50億9,875万6,000円であり、令和5年度末残高から4億4,440万6,000円の減となっております。

なお、最も高い利率は、平成7年借入れの上水道事業一般会計出資債の3.4%であり、最も低い利率は、令和2年借入れの公共事業等債の0.001%となっております。

また、現在最も古い起債は、平成7年借入れの上水道事業一般会計出資債であり、令和7年度中に完済となる見込みです。

次に13款予備費につきまして補足説明申し上げます。備考欄の記載順にご説明いたします。3款1項5目へ充用した83万3,000円は、高齢者世帯エアコン購入費補助金を増額したものであります。

8款1項2目へ充用した643万4,000円は、除雪機械借上料を増額したものであります。

9款1項3目へ充用した34万2,000円は、令和6年8月に発生した豪雨に伴う災害対策経費であります。

10款2項2目へ充用した57万1,000円は、全国大会等児童生徒派遣費補助金を増額したものであります。

10款5項5目へ充用した110万円は、学校給食共同調理場のボイラーを修繕したものであります。

以上で12款公債費並びに13款予備費の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

これで一般会計全ての質疑が終わりましたが、続きます。

次に、議案第63号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について補足説明いたします。

歳入については146ページ、147ページ、歳出については148ページ、149ページを御覧ください。

学校給食共同調理場では、町内の小中学校の児童生徒484名、昼食の提供を実施しております三戸高等学校の生徒75名、教職員85名、合計644名に給食を提供しました。1食当たりの給食費は、小学生は280円、中学生、高校生を300円、教職員を340円とし、給食材料費に充てておますが、児童生徒分については無償化を継続しております。給食日数は小学校192日、中学校186日、高校172日であり、総給食数は教職員等を含め11万7,190食となりました。なお、週5日の給食のうち、米飯給食を4日実施し、後の1日は麺給食とパン給食を隔週で提供しております。

本会計の決算は、歳入、収入済額3,922万5,947円、歳出、支出済額3,911万7,179円であり、歳入歳出差引き残額10万8,768円は、令和7年度へ繰越ししております。令和5年度と比較すると、歳入で116万5,000円、歳出で113万4,000円の増額となっております。主な理由は、米飯をはじめとする食材価格の高騰によるものであります。

151ページ、152ページをお願いします。歳入、1款1項1目事業収入の1節保護者負担金現年度分914万円は、主に教職員の負担金です。収入未済額については、現年度分はありませんでした。滞納繰越分は1名分14万9,000円であり、滞納額は前年度と比べて14万1,000円の減となっております。

2款1項1目繰入金2,999万3,000円は、主に児童生徒の給食費を無償化したことによつて一般会計からの繰入金であり、食材値上げ分補助としての児童生徒1食当たり40円の補填を含んでおります。なお、事業収入が減少し、繰入金が増加しているのは、無償化期間の違いによるもので、前年度は10か月、当年度は12か月となったことが要因となっておるものでございます。

153ページ、154ページをお願いします。歳出の主なものは、1款1項1目学校給食費の15節原材料費3,911万7,000円であり、歳入でご説明した11万7,190食分の給食材料費であります。物資納入業者は青森県学校給食会ほか14の業者であり、そのうち町

内業者は5つの業者となっております。また、給食材料のうち、三戸町産の米や野菜等の使用割合は、金額ベースで22.5%となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時13分）

休 憩

（午後 1時00分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、昨日の藤原委員の質問の件に対する答弁について、総務課長から説明の申出がありましたので、発言を許します。

総務課長。

○総務課長（太田 明雄君）

昨日の藤原委員からの太陽光発電設備等導入調査業務委託料に関する質問の中で、後ほど答弁することとしておりました調査結果につきまして答弁申し上げます。

調査対象施設25施設中、アップルドームや三戸小中学校等12施設が耐震性や経済性などの面から、太陽光発電設備の設置が可能であるとの結果となりました。

以上でございます。

○委員長（千葉 有子君）

藤原委員、よろしいでしょうか。

（「了解」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

議事を進めます。

引き続き、本日の松尾委員の質問の件に対する答弁について、教育委員会事務局長から説明の申出がありましたので、発言を許します。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（奥山 昇吾君）

松尾委員の本日の全国募集による生徒への下宿提供について、下宿の基準に関するご質問がありましたが、先ほどの答弁について追加で答弁させていただきます。

下宿先でお願いしたいこと、基準となるものについて、次の3点を掲げております。

まず、1つ目でございますが、引受けの人数、期間でございます。引受けの人数につきましては、1名から数名程度引き受けていただく。また、引受けの期間としては、在学期間である3年間を原則として引き受けていただきたいというものでございます。

2番目の部屋等につきましての基準でございます。6畳以上の個室であり、トイレ、浴室、洗濯機の利用が可能であること。

そして、3つ目、食事につきましてでございます。食事につきましては、朝食と夕食の提供がなされること。平日の昼食は学校給食が受けられるため、平日の昼食は不要ということになっております。

以上3つの要件のほかに、その他お願いとしていることでございますが、家族の一員として円滑な、かつ親身なコミュニケーションができること、そして地域の行事等へ下宿生を参加させることを通じて、地域の一員、三戸町民という意識を持たせていただくこと、こちらを望んでいるものでございます。

下宿を始めるに当たりまして環境整備として、自宅の改修等必要な場合は上限40万円までを補助する制度を設けております。

以上、追加で答弁させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

松尾委員、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

議事を進めます。

次に、議案第64号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

議案第64号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害を有すると認められる方を対象とした医療制度で、県内全40市町村が加入する青森県後期高齢者医療広域連合が運営するものでございます。本会計は、広域連合と連携し、保険料の収納事務を行う特別会計でございます。

令和6年度末の被保険者数は、75歳以上が2,208人、65歳以上74歳未満が54人で、昨年度から32人増の2,262人となっております。

159ページをお願いいたします。本会計の決算は、歳入総額1億6,941万3,000円、歳出総額1億6,759万7,000円で、歳入歳出差引額181万6,000円を令和7年度へ繰り越すものでございます。

160、161ページをお願いします。歳入についてご説明申し上げます。1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、1節現年度分特別徴収保険料は、調定額7,408万6,000円に対し、収入済額は7,414万4,000円となっております。収入未済額のマイナス5万7,000円は、保険料を納付した後に死亡等により過誤納となつた保険料15人分で、相続人へ返還するものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は、調定額3,953万円に対し、収入済額は3,832万4,000円となっております。現年度分保険料の収納率は、特別徴収及び普通徴収保険料を合わせ98.99%となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料は、調定額173万8,000円に対し、収入済額は38万8,000円でございます。今後も引き続き収納率向上に努めてまいります。

3款1項1目繰入金は、特別会計に係る事務費及び広域連合の共通経費の当町負担分として事務費繰入金712万2,000円と、低所得者等の保険料軽減分の公費負担分として保険基盤安定繰入金4,722万5,000円を一般会計から繰り入れたものでございます。

4款1項1目繰越金は、令和5年度からの繰越金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。164ページ、165ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますが、特別会計の事務に要した経費と18節の青森県後期高齢者医療広域連合への負担金が主なもので、歳出全体の99.7%を占めております。

18節の広域連合共通経費負担金738万7,000円は、広域連合の組織運営に係る費用を加入市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により負担したものでございます。後期高齢者医療保険料負担金1億1,250万3,000円は、町が徴収した保険料負担金として広域連合へ納付したものでございます。保険基盤安定負担金4,722万5,000円は、保険料の7割、5割、2割を軽減した分について公費負担するもので、県が4分の3、町が4分の1を負担し、広域連合へ負担金として納付したものでございます。

2項1目徴収費は、保険料の徴収事務に要した経費でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、議案第65号 令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

健康長寿課長。

○健康長寿課長（中村 正君）

議案第65号 令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本会計は、40歳以上の方が加入者となり、介護が必要になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、老後の安心を社会全体で支え合う介護保険制度の事業収支を経理するため、介護保険法に基づき設置した特別会計でございます。

令和6年度末の65歳以上の第1号被保険者数は、前年度末より42人減の3,900人となっております。また、要介護認定者数は、前年度に比べ3人増の752人、第1号被保険者数に占める認定者数の割合を示す要介護認定率は、前年度より0.3ポイント増加した19.3%となっております。今後も介護予防の取組を通じ、要介護認定率の減少

に努めてまいります。

170ページをお開き願います。令和6年度決算は、第9期介護保険事業計画期間の3年の初年度の決算であり、歳入総額は前年度より2,112万2,000円減の18億1,637万4,000円、歳出総額は前年度より1,509万3,000円増の17億4,025万8,000円で、歳入歳出差引額7,611万6,000円となっております。このうち、1,396万6,000円を介護保険給付費準備基金へ積立てし、残額の6,215万円を令和7年度に繰り越すものでございます。

171、172ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明申し上げます。1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、1節現年度分特別徴収保険料は、調定額2億7,864万4,000円に対し、収入済額2億7,877万円でございます。収入未済額のマイナス12万5,000円は、第1号被保険者が保険料を納付した後に死亡等により過誤納となった保険料18名分で、相続人へ還付するものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は、調定額2,680万9,000円に対し、収入済額は2,357万6,000円となっております。323万2,000円、48名分が収入未済となっております。現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料の調定額の合計は、前年度より494万7,000円少ない3億545万3,000円となっており、収納率は99.0%となっております。

3節滞納繰越し分普通徴収保険料は、調定額578万1,000円に対し、収入済額は88万2,000円で、収納率は15.3%となりました。公平な負担の観点から、今後も引き続き徴収に努めてまいります。なお、不納欠損額221万1,000円は、介護保険法第200条第1項の規定に基づく時効により徴収権が消滅した34名分の保険料でございます。

3款国庫支出金は4億7,756万3,000円で、歳入全体の26.3%を占めております。

1項1目介護給付費負担金は、介護給付に要した費用に対し交付されたものでございます。

2項1目調整交付金は、75歳以上の高齢者の割合や所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されたもので、保険給付費支払額に対し交付されたものでございます。

2目、3目の地域支援事業交付金は、介護予防・生活支援サービス事業のほか、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防教室や生き生き教室等の一般介護予防事業、家族介護支援事業などの包括的支援事業・任意事業の費用に対し、国から交付されたものでございます。

173、174ページをお願いします。4目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組を、5目の介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の介護予防、健康づくり等に向けた取組をそれぞれ支援するため交付されたものでございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、介護給付費に要した費用の27%分が、2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業に要した費用の同じく27%が支払基金から交付されたものでございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、介護給付に要した費用に対し、県から交付されたものでございます。

2項1目及び2目の地域支援事業交付金は、国庫支出金と同様、介護予防事業、生活支援サービス事業に要した費用と、一般介護予防事業並びに包括的支援事業・任意事業の費用に対し、県から交付されたものでございます。

175、176ページをお願いいたします。7款1項1目繰入金でございますが、介護給付費の12.5%、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業費の19.25%、低所得者保険料軽減額、職員給与費及び事務費等に係る分を一般

会計から繰入れしたものでございます。

ここまでご説明申し上げました歳入のうち、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の総額は11億6,734万4,000円で、歳入決算額の64.3%、繰入金が2億5,038万3,000円で13.8%となっており、これらが歳入全体の78.1%を占めております。

8款1項1目繰越金は、令和5年度からの繰越金でございます。

9款2項、次のページをお願いいたします。1目介護予防サービス計画費収入は、要支援認定者のケアプラン328件分の介護予防計画策定収入でございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明申し上げます。179、180ページをお願いいたします。1款1項1目22節償還金利子及び割引料の過年度負担金返還金は、国、県への介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金等の返還金でございます。

2項1目賦課徴収費は、介護保険料の徴収に要した事務的経費でございます。

22節の保険料還付金11万円は、被保険者の所得更正や死亡に伴う10件の過年度分介護保険料の還付金でございます。

181、182ページをお願いいたします。3項1目介護認定費、11節役務費の主治医意見書作成手数料は578件の255万6,000円と、12節、訪問調査委託料は310件83万7,000円で、介護認定の手続に要した経費でございます。

18節の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金197万4,000円は、介護認定審査会に係る負担金で、令和6年度は554件の認定審査が行われました。

次に、2款保険給付費は、要介護、要支援者の介護サービス給付費で、その総額は15億8,362万5,000円で、歳出全体の91.0%を占めております。令和6年度のサービス受給者数は、前年度から12人減の688人となっております。

1項介護サービス費は、要介護1から5に認定された方々への介護サービスに要した経費でございます。

1目居宅介護サービス給付費は、在宅でホームヘルパーやデイサービス等の利用1万84件の給付費でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム等の利用675件分の給付費でございます。

3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設入所2,106件分の給付費でございます。

4目居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレや入浴補助業務等20件分の購入費負担金でございます。

183、184ページをお願いします。5目居宅介護住宅改修費は、廊下やトイレ等の手すり取付け等4件分の改修費負担金でございます。

6目居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスのケアプラン作成に係る5,157件分の給付費でございます。

続いて、2項介護予防サービス費は、要支援1、2に認定された方々への介護予防サービスに要した経費で、主なものは、1目介護予防サービス給付費は通所リハビリ等378件の給付費でございます。

3目介護予防福祉用具購入費は、ポータブルトイレ等2件分の購入費負担金でございます。

5目介護予防サービス計画給付費は、ケアプラン作成330件分の給付費でございます。

3項1目高額介護サービス費は、利用者負担が一定額を超えた分を高額介護サービス費として支給したもので、3,447件分の負担金でございます。

185、186ページをお願いいたします。3目高額医療合算介護サービス費は、介護保

険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、限度額を超えた分の利用者負担分を支給したもので、166件分の負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービス費は、要介護者で住民税非課税などの低所得者の人が施設を利用した場合の居住費と食費の利用者負担限度額を超えた分を給付したもので、1,863件分の負担金でございます。

2目特定入所者介護予防サービス費は、要介護者と同様に、要支援者が施設を利用した際の居住費、食費の利用者負担限度額の超過分を給付したもので、6件分となります。

5項諸費、1目の審査支払手数料は、青森県国民健康保険団体連合会へ委託して行った介護サービス事業者等からの請求に関する審査事務1万8,676件の手数料でございます。

3款地域支援事業費は、地域で生活する高齢者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を推進するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を送れるための支援に要した経費でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者並びに介護予防・日常生活支援総合事業対象者の訪問型介護予防サービス及び通所型介護予防サービスの利用に伴い支給されたもので、488件分の負担金でございます。

2目介護予防マネジメント事業費は、町の地域包括支援センターの運営に要した経費であり、人件費や事務経費が主なものでございます。

187、188ページをお願いいたします。12節、介護予防サービス計画作成委託料137万7,000円は、要支援1、2の認定を受けた方など300件分のケアプラン作成委託料でございます。

2項1目一般介護予防事業費は、通所型介護予防事業、生き生き教室やいきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場などの事業に要した経費でございます。

12節委託料のうち、通所型介護予防事業委託料950万円は、要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象に、開催回数239回、延べ1,546人に対して行った生き生き教室の事業に要した経費でございます。2つ下の通いの場運動指導委託料は、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場の活動支援のため、理学作業療法士の派遣に要した経費でございます。現在21町内会、23地区で開催されております。

3項1目任意事業費は、認知症施策、地域ケア会議、高齢者在宅支援、家族介護支援事業等に要した経費でございます。

7節報償費は、高齢者が地域で安心して生活できるように、生活支援や介護予防の体制を整える役割をする生活支援コーディネーター等への謝金が主なものでございます。その下の講師記念品は、認知症の方やその家族、地域の方、医療や介護の専門職などが気軽に集まり、認知症の理解を深めるオレンジカフェでの催物の外部講師への商品券代でございます。

189、190ページをお願いいたします。12節委託料は、高齢者の日常生活を支援するための事業であり、1行目のみまもり配食サービス事業747万円は、利用者108人に延べ1万3,153食を提供したものでございます。2行目のほのぼの見守りネットワーク事業490万4,000円は、ほのぼの協力員が地域の独り暮らしの高齢者や高齢夫婦への声かけ、安否確認のための訪問を111人の対象者に対し、延べ3,860日行ったものでございます。

19節扶助費は、高齢者を介護している家族を支援するための給付事業を行っており、主なものは、家族介護用品給付費147万4,000円は月額5,000円分の介護用品券の給付を行ったもので、年度末登録者数は28人でございます。

以上で介護保険特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、議案第66号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（極檀 浩君）

議案第66号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本特別会計は、加入する被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付や生活習慣病予防に向けた健康づくりを行う事業に要した経費となります。

初めに、国民健康保険被保険者数、加入世帯数についてご説明申し上げます。令和7年3月末の被保険者数は、総人口の26%に当たる2,173人で、前年度末に比べ152人の減となっております。加入世帯数は、全世帯の34.2%に当たる1,407世帯となっております。

197ページをお願いします。実質収支に関する調書についてであります。歳入総額13億1,843万円、歳出総額13億885万円、歳入歳出差引額958万円のうち、地方自治法第233条の2及び三戸町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例第2条の規定に基づき、289万5,000円を基金に積立てし、残りの668万5,000円を令和7年度に繰り越しております。歳入の決算額は令和5年度に比べ1,085万4,000円、0.8%の減、歳出の決算額は317万3,000円、2.4%の増となりました。令和5年度に比べ、1人当たりの一般療養給付費は4万1,226円の増、1件当たりの金額も令和5年度に比べ1,733円増加しております。これは、心臓病などの医療費が高額となる病気による受診者が増えたことなどにより増額になったものと考えております。

198ページ、199ページをお願いいたします。歳入についてでありますが、1款1項国民健康保険税全体の収納状況は、調定額2億4,163万4,000円に対し、収入済額は2億1,794万2,000円となり、収納率は令和5年度に比べ1%増の90.2%となっております。国保特別会計歳入全体に占める国民健康保険税の割合は16.5%でありました。また、不納欠損額は26人、175万5,000円、収入未済額は前年度より330万7,000円少ない2,193万6,000円となっております。

決算書では、1目一般被保険者国民健康保険税が医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分に分かれておりますが、説明は現年課税分と滞納繰越分ごとにまとめた額で申し上げます。

現年課税分は、調定額2億1,661万6,000円、これに対し収入済額は2億857万2,000円で、現年度の収納率は96.3%となっております。令和5年度と比較しますと、調定額で1,771万2,000円、収入済額で1,695万4,000円の減となっております。

滞納繰越分は、調定額2,501万7,000円に対して収入済額が936万9,000円、収納率は37.5%でありました。令和5年度と比較しますと、調定額で539万4,000円、収入済

額で140万9,000円の減となっております。

国民健康保険税の収納対策につきましては、町税と同様に月末2日間の夜間納税相談窓口の開設や滞納者への戸別訪問、電話催告等を行っております。

3款1項1目保険給付費等交付金9億5,051万6,000円は、医療費と特定健診を含む保健事業等の財源となるものであります。

1節普通交付金9億1,207万9,000円は、医療費分であり、2節特別交付金は三戸中央病院での機器購入等に係る特別調整交付金分1,088万2,000円や医療費の適正化や健康づくりなどの事業の取組に対する評価により交付された県繰入金2,060万4,000円が主なものであります。

4款財産収入は、国保財政調整基金の利子収入であります。

200ページ、201ページをお願いします。5款1項1目一般会計繰入金1億2,237万3,000円は、国保税の2割、5割、7割軽減分を補填する保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と国保税軽減世帯を多く抱える保険者を支援する保険者支援分のほか、職員人件費や普通交付税に算入されている財政安定化支援事業などのルールに基づいた一般会計からの繰入金であります。

6款1項1目前年度繰越金は、令和5年度からの繰越金1,733万5,000円であります。

202ページ、203ページをお願いします。7款3項1目第三者納付金114万2,000円は、保険給付の対象外となる交通事故を原因とした保険給付済み分を損害保険会社に賠償請求したものであります。

7款3項2目返納金、一般被保険者返納金3万4,000円は、国保の資格喪失後に受診した医療費の保険者負担分について返還を受けたものであります。

204ページ、205ページをお願いします。続きまして、歳出についてご説明いたします。歳出、1款1項1目一般管理費は、職員の人件費が主なものであります。

24節積立金は、国保財政調整基金に積み立てたものであります。

27節繰出金は、歳入の保険給付費等交付金で受け入れた機器購入分を三戸中央病院特別会計に繰り出したものであります。

2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要した事務費であります。

206ページ、207ページをお願いします。10節需用費のうち、印刷製本費33万4,000円は、納税通知書の印刷に要した経費であります。

11節役務費のコンビニ収納手数料等17万2,000円は、2,335件分の手数料で、前年度より3件減少しております。

18節負担金、補助及び交付金は、市町村総合事務組合滞納整理機構へ移管した徴収業務に対する負担金59万4,000円、納税貯蓄組合の各単位組合への事務費補助金166万3,000円、納税貯蓄組合連合会に対する補助金36万円となっております。

22節償還金利子及び割引料71万9,000円は、減額更正された過年度国保税に対する還付金であります。

3項1目運営協議会費は、委員12人分の報酬が主なものであります。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費は、保険給付のほか、柔道整復やコルセット、補装具の購入、高額療養費の支払いに要した経費であります。

1項1目一般被保険者療養給付費7億7,270万円は、3万7,112件分の支払いとなります。

208ページ、209ページをお願いします。2項1目一般被保険者高額療養費1億2,999万3,000円は、5,414件分の支払いとなります。

3項1目出産育児一時金の18節負担金、補助及び交付金50万円は出産1件分、4項1目葬祭費の18節負担金、補助及び交付金100万円は20件分の支払いに要した経費で

あります。

3款国民健康保険事業費納付金は、県が国保事業の運営に必要な医療費等を見込み、三戸町の所得状況などに応じて算出した負担分であります。県は、市町村から集めた納付金に国、県の負担金や交付金を加え、保険給付費として各市町村に普通交付金として交付することになっております。負担額は、1項医療給付分、2項後期高齢者支援金等分、次のページの3項介護納付金分の合計3億2,736万6,000円を県に支出しております。

210ページ、211ページをお願いします。5款1項1目保健衛生普及費と2目疾病予防費は、年6回実施している被保険者への医療費通知とレセプト点検に係る委託料であります。

212ページ、213ページをお願いします。5款2項1目特定健康診査等事業費は、12節、特定健康診査委託料937万5,000円、911件分、人間ドック健康診査委託料263万2,000円、106件分、特定健診受診率向上事業委託料382万7,000円、1,460件分が主なものでございます。特定健診受診率向上事業は、人工知能を活用した分析結果に基づき、未受診者の特性に応じた受診勧奨を行っております。

3項1目健康づくり費は、保健協力員54人への記念品が主なものでございます。住民の健康増進のため、町内会等地域組織や保健協力員との協働による地区健康教室を192回、特定保健指導に係る健康教室を5回開催するとともに、特定健診の受診率向上など、住民の健康づくり事業に取り組んでおり、今後も継続して実施してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、議案第67号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（松崎 達雄君）

議案第67号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定について補足説明申し上げます。

222ページをお願いいたします。初めに、令和6年度における事業の概況についてご報告申し上げます。令和6年度は、総合診療科、内科、整形外科の3つの常勤科による外来、入院診療及び耳鼻咽喉科、眼科、小児科等の非常勤科による外来診療並びに24時間体制の二次救急、僻地巡回診療及び訪問診療を実施いたしました。

令和6年度の患者数は、外来では長期処方の定着などにより、ほぼ横ばいとなりましたが、入院では年間を通じ療養病床を稼働したことで増加し、医業収益は增收となりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の廃止により、医業外収益が減少となったことや、人件費の引上げ等により費用が増加したことで、病院事業の収支

は2,734万2,000円の純損失となりました。令和6年度末で新型コロナウイルス感染症の5類移行から約2年経過となります。依然としてその影響は続いている、コロナ禍で減少した患者数の回復が鈍い状況となっております。

また、人件費の引上げ等もあり、病院経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっておりますが、地域医療の維持強化のため医療従事者の確保に努めるとともに、効率的な病院経営により、地域の皆様に信頼され、選ばれる病院となるよう、院長以下職員一同、引き続き努力してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、決算報告書についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、214、215ページにお戻り願います。決算報告書、(1)、収益的収入及び支出でございます。本報告書に記載の決算額は、消費税及び地方消費税を含む額となっております。

それでは、収入からご説明いたします。決算額の欄をご参照願います。なお、額につきましては、これ以後1,000円未満を切り捨てて申し上げますので、ご了承願います。

第1款病院事業収益の決算額は17億9,043万2,000円となっております。内訳でございますが、第1項医業収益は入院及び外来収益などで12億2,069万5,000円、第2項医業外収益は国、県の補助金、地方公営企業法に基づく一般会計からの繰入金などで4億3,606万2,000円、第3項特別利益は一般会計からの繰入金で1億3,367万4,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は18億1,021万5,000円となっております。内訳でございますが、第1項医業費用は給与費や材料費などで17億7,188万7,000円、第2項医業外費用は企業債の利子償還金などで3,810万4,000円、第3項特別損失は22万2,000円となっております。

以上が収益的収入及び支出の概要でございます。詳細につきましては、後ほど226ページでご説明申し上げます。

216、217ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出でございます。本報告書に記載の決算額は、消費税及び地方消費税を含む額となっております。収入からご説明申し上げます。こちらも決算額の欄をご参照願います。

第1款資本的収入の決算額は1億8,178万1,000円となっております。内訳でございますが、第1項負担金1億7,331万7,000円は、他会計からの繰入金で、一般会計から1億7,191万4,000円、国民健康保険事業勘定特別会計から140万3,000円の繰入れとなっております。次の第2項補助金845万4,000円は、僻地医療拠点病院設備整備事業費補助金でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の決算額は2億6,097万3,000円となっております。内訳でございますが、第1項建設改良費1,955万1,000円は、医療機器の購入費及びリース料となっております。医療機器につきましては、国、県の各種補助金の活用により、医療用画像管理システム、血圧脈波検査装置、スピロメーターなど7種類の機器を更新しております。また、リース料につきましては、経理システム及び給与システムの元本となっております。次の第2項企業債償還金2億3,962万1,000円は、これまでに借り入れた企業債10件分の元金償還金でございます。次の第3項貸付金180万円は、医療技術者奨学金の1人分の貸与金で、月額15万円の中12か月分でございます。薬学部で修学中の学生に対し、令和3年8月から貸付けしております。

218ページをお願いいたします。損益計算書でございます。損益計算書は、病院の会計期間の経営成績を示す決算書となっております。令和6年度は、最終行から3行目、当年度純損失の行に記載のとおり、2,734万1,000円の純損失となりました。なお、

最終の補正予算で計上させていただきました6,255万3,000円の純損失からは3,521万2,000円の收支改善となっています。

219ページをお願いいたします。剰余金計算書、欠損金処理計算書でございます。令和6年度の未処理欠損金は11億5,933万9,000円となっております。

220、221ページをお願いいたします。貸借対照表は、病院の資産、負債、資本を表す表となっております。

222ページをお願いいたします。事業報告書でございます。1の(1)、総括事項につきましては、冒頭でご説明申し上げましたので、割愛いたします。

(2)、経営指標に関する事項でございます。本報告書は、経常収支比率、医業収支比率、病床利用率について、5か年分を表に記載しております。令和6年度の経営の健全性を示す経常収支比率は、療養病床の入院患者数の増加により医業収益は増加いたしましたが、新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保補助金の廃止に伴い医業外収益が減収となったことや、人件費の引上げ、電気料の高騰などにより、医業費用が増加したこと、前年度比11.5ポイント減の91.1%となっております。次に、医業収支比率は、経費の節減に努めてはおりましたが、医業費用の増加幅が大きかったことで、前年度比2ポイント減の70.6%となっております。また、病床利用率は、療養病床の入院患者数の増加により、前年度比6.2ポイント増の59.6%となっております。

223ページをお願いいたします。(3)、議会議決事項、(4)、行政官庁認可事項、(5)、職員に関する事項は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

224ページをお願いいたします。(1)の業務量でございますが、令和6年度の診療日数は、入院は前年度比1日減の365日、外来は前年度と同数の243日でございました。

①の患者数及び料金収入の表の、まず入院でございますが、一般病床、療養病床の患者数の合計は2万861人で、前年度比2,092人の増、料金収入は5,339万1,000円の増となっております。患者数の増加でございますが、一般病床では前年度比44人増の横ばいとなりましたが、療養病床につきましては令和5年度は9月末までコロナ病床を設置していたため、入院患者の受け入れ数が限られておりましたが、令和6年度は年間を通じて全病床数の39床を稼働したこと、前年度比2,048人の増となっております。

次に、外来でございますが、患者数は4万3,057人で、前年度比321人の増、料金収入は536万3,000円の減となっております。

225ページをお願いいたします。②の科別患者数でございますが、入院では内科が前年度比2,791人増の1万8,929人、整形外科が前年度比699人減の1,932人となっております。なお、構成比は、内科が90.7%、整形外科が9.3%となっております。

次に、外来でございますが、患者数が最も多いのは内科の2万3,058人、次に整形外科の7,799人、次に透析を行っております泌尿器科の4,665人となっております。

次に、③、病床利用状況でございますが、延べ1日平均患者数は、一般病床では31人、療養病床では26.2人、合計57.2人で、病床利用率は、222ページの経営指標に関する事項で説明いたしましたとおり、59.6%となっております。

226ページをお願いいたします。(2)、事業収入に関する事項でございます。表に記載の決算額は、消費税及び地方消費税を除いた額となっております。本年度収支の合計は、前年度比0.6%増の17億8,387万7,000円となっております。内訳でございますが、1の医業収益は、患者数の増加により、(1)の入院収益が前年度比9.2%の増、新型コロナワクチン予防接種収益の増加により、(4)のその他医業収益が前年度比12.2%の増となったことなどから、合計12億1,493万5,000円で、前年度比5.8%

の増となっております。

次の2、医業外収益は、(3)の補助金がコロナ病床確保事業費補助金の廃止により98%減の214万1,000円と前年度を大きく下回ったことから、合計4億3,526万7,000円で、前年度比22.2%の減となっております。

次の3、特別利益は、一般会計からの資金不足補填のための繰入金でございます。令和6年度においては、給与改定による人件費の増加分の繰入れなどにより増加となっております。

次に、(3)、事業費用に関する事項でございます。表に記載の決算額は、消費税及び地方消費税を除いた額となっております。本年度費用の合計は、前年度比8.8%増の18億1,121万8,000円となっております。内訳でございますが、1の医業費用は、

(1)の給与費が職員数の増加や給与改定などにより前年度比6.5%の増、(2)の材料費が新型コロナウイルスワクチンの国からの配分の終了により前年度比21.4%の増、(3)の経費が人件費の上昇による委託料の増加や電気料、燃料費の単価の上昇による光熱水費等の増加により15.2%の増となったことなどから、合計17億2,117万1,000円で、前年度比8.8%の増となっております。

次の2、医業外費用は、(4)の雑損失が前年度比32.5%の増となったことなどから、合計8,982万4,000円で、前年度比9.4%の増となっております。

227ページをお願いいたします。3、会計の(1)、重要契約の要旨でございますが、1件300万円以上の委託契約及び備品購入契約について記載しております。②の備品につきましては、へき地医療拠点病院設備整備事業費補助金などを活用し、表の記載の対象とならない機器も含め、消費税及び地方消費税を含み、総額1,776万3,000円分の機器を整備しております。

次に、(2)、企業債及び一時借入金の概況でございます。初めに、①の企業債でございますが、令和5年度末の残高は14億1,618万7,000円、令和6年度は借入れを行はずに2億3,962万1,000円の償還を行いましたので、年度末の残高は11億7,656万6,000円となっております。

次の②、一時借入金でございますが、令和6年度末の残高は3億円となっております。

次に、(3)、その他主要な事項でございますが、他会計からの繰入金でございます。令和6年度の繰入金は、国保特別会計から表の4行目と7行目で合計609万9,000円、それ以外の行は全て一般会計からで7億1,769万3,000円、合計は最終行に記載の7億2,379万2,000円となっております。一般会計、国保会計合わせて、前年度比10.7%、6,999万3,000円の増となっております。

228ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書は、病院経営における資金の流れを表したものでございます。最終行から3行目に記載の資金増加額4,676万2,000円は、令和6年度の病院事業会計で資金が増加した額で、期末残高は最終行に記載の1億5,358万6,000円となっております。

229ページをお願いいたします。収益費用明細書でございます。このページから231ページまでは、226ページの(2)、事業収入に関する事項及び(3)、事業費用に関する事項の明細でございます。説明が重複いたしますので、割愛させていただきます。

232、233ページをお願いいたします。固定資産明細書及び企業債明細書でございます。固定資産明細書は、令和6年度における固定資産の増減を表す表となっております。企業債明細書につきましては、227ページの(2)の①、企業債の明細となっております。平成9年度から令和2年度までの発行総額49億3,820万円のうち、76.2%に当たる37億6,163万3,000円の償還を完了しており、令和6年度末の未償還残高は11

億7,656万6,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、議案第68号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第68号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定につきまして補足説明を申し上げます。

本会計は、簡易水道施設により、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区に給水を行う事業会計でございます。平成26年度に三戸町簡易水道事業統合基本計画を策定し、その計画に基づく水道事業ビジョン、危機管理マニュアルなどを作成し、平成27年4月に県から簡易水道事業の認可を受けております。これらにより、簡易水道施設7地区について統合的に管理しているものでございます。

沼ノ久保地区の給水に関しましては、現在原水の水位の低下により、十分な水の供給が困難な状況となっていることから浄水施設の稼働を中止しております、貝守地区浄水場から給水を行っております。

244ページをお願いいたします。初めに、令和6年度における事業の概要につきましてご報告を申し上げます。令和7年3月31日現在の給水人口は867人で、普及率は69.1%でございました。総配水量は5万2,420立方メートルで、前年度と比較して21.3%の減となりました。また、有収水量は5万1,540立方メートルで、前年度と比較して3,155立方メートルの減となり、有収率は98.3%となりました。

近年節水型社会の定着や減少傾向にある給水人口から、今後水需要の増加は見込めない状況にあります。その一方で、老朽化する施設の維持更新費用は増加するものと考えられます。

それでは、決算報告書につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、234ページ、235ページにお戻り願います。決算報告書の（1）、収益的収入及び支出でございます。本報告書に記載の決算額は、消費税及び地方消費税を含む額となってございます。

それでは、収入からご説明を申し上げます。決算額の欄を御覧ください。なお、額につきましては、これ以降1,000円未満を切り捨てて申し上げますので、ご了承願います。第1款簡易水道事業収益の決算額は1億603万6,000円となっております。内訳でございますが、第1項営業収益は水道料金で1,302万4,000円、第2項営業外収益は他会計補助金と長期前受金戻入の合計9,301万2,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款簡易水道事業費用の決算額は1億412万4,000円となっております。内訳でございますが、第1項営業費用は総係費や原水及び浄水費、配水及び給水費の合計で1億156万7,000円、第2項営業外費用は企業債利息の償還金

で132万4,000円、第3項の特別損失は123万1,000円となっております。

以上が収益的収入及び支出の概要でございます。

236ページ、237ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出でございます。収入からご説明を申し上げます。こちらも決算額の欄を御覧ください。第1款資本的収入の決算額は6,173万2,000円となっております。内訳でございますが、第1項企業債5,520万円、第2項補助金653万2,000円となっております。

次に、支出でございますが、資本的支出の決算額は6,759万8,000円となっております。内訳でございますが、第1項施設整備費5,479万1,000円は蛇沼簡易水道施設ろ過膜交換工事、袴田配水池フェンス設置工事、袴田浄水場監視装置更新工事、袴田配水池水位計交換修繕工事を実施したものでございます。第2項企業債償還金1,280万7,000円は、これまでに借り入れた企業債31件のうち19件の元金償還金でございます。

以上、資本的収入及び支出の差引き不足額586万6,000円は、引継金で補填しております。

238ページ、239ページをお願いいたします。(3)、特例的収入及び支出でございます。特例的収入及び支出は、地方公営企業法施行令の規定により、令和6年度に属する令和5年度分の債権及び債務として整理する未収金及び未払金で、特例的収入の決算額は292万円、特例的支出の決算額は723万3,000円となっております。

240ページをお願いいたします。損益計算書でございます。損益計算書は、事業期間における経営成績を示す決算書でございます。令和6年度は、最終行から3行目、当年度純利益の行に記載のとおり284万6,000円の黒字決算となっております。

241ページをお願いいたします。剰余金計算書、欠損金処理計算書でございます。令和6年度末の未処理分利益剰余金は284万6,000円となっております。

242ページ、243ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。貸借対照表は、簡易水道事業における資産、負債、資本を表す表でございます。

244ページをお願いいたします。事業報告書でございます。1の(1)、総括事項につきましては、説明が重複いたしますので、割愛させていただきます。

(2)、経営指標に関する事項でございます。経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回る104%となってございます。供給単価と給水原価との関係を見る料金回収率は30.42%となっており、料金回収率が100%を下回っていることから、給水に係る費用が水道料金による収入以外の収入で賄われていることを意味しております。

245ページをお願いいたします。(3)、議会議決事項と(4)、職員に関する事項につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

246ページをお願いいたします。2の工事の状況でございます。(1)の建設改良工事では4件、(2)の修繕工事では10件を実施してございます。

247ページをお願いいたします。3の業務、(1)の業務量でございますが、年度末行政区域内人口は前年度比255人減の8,699人、年度末給水人口は前年度比87人減の867人、年度末給水件数は杉沢地区26件、蛇沼地区74件、大舌地区62件、貝守地区114件、袴田地区69件、横沢地区12件、沼ノ久保地区20件の合計377件で、前年度比5件の減となっております。年間配水量は、浄水された水を配水池から各家庭や施設に分配するための水の量で、前年度比1万4,164立方メートル減の5万2,420立方メートルとなっております。年間有収水量は、浄水場で浄水された水の量に対して家庭などで実際に使用された水の量で、前年度比3,155立方メートル減の5万1,540立方メートルとなっております。1日平均配水量は、前年度比38立方メートル減の144立方メートル

ル、1日1人平均配水量は前年度比25リットル減の166リットル、1日1人平均給水量は前年度比6リットル増の163リットルとなっております。有収率は、年間有収水量と年間配水量の割合で、簡易水道施設の稼働状況が収益につながっているかを示す指標で、前年度比16.2%増の98.3%となっております。普及率は、計画給水人口に対する給水人口の割合で、前年度比7%減の69.1%となっております。

(2)、事業収入に関する事項と(3)、事業費用に関する事項につきましては、決算報告書でご説明申し上げましたので、割愛させていただきます。

248ページをお願いいたします。4の会計、(1)の企業債及び一時借入金の概況でございます。①の企業債でございますが、令和5年度末の残高は1億6,244万6,000円で、令和6年度は蛇沼簡易水道ろ過膜更新工事等の財源として5,520万円の借入れを行い、1,280万7,000円の償還を行いましたので、年度末残高は2億483万8,000円となっております。

(2)のその他主要な事項の他会計負担金等の使途でございますが、一般会計から収益的収入に3,248万4,000円、資本的収入に653万2,000円、合計3,901万6,000円を繰り入れてございます。

249ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書は、簡易水道事業における資金の流れを表したものでございます。最終行から3行目に記載の資金増加額894万9,000円は、財務活動等によって令和6年度に増加した資金額で、期末残高は最終行に記載の1,612万7,000円となっております。

250ページをお願いいたします。収益費用明細書でございます。このページから253ページまでは、247ページの(2)の事業収入に関する事項及び(3)の事業費用に関する事項の明細でございます。

254ページ、255ページは、固定資産明細書及び企業債明細書でございます。企業債明細書につきましては、248ページの4、会計の(1)の①、企業債の明細となっております。平成13年度から令和6年度までの発行総額3億350万円のうち、令和6年度末の未償還残高は2億483万8,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(千葉 有子君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○委員長(千葉 有子君)

質疑を終結します。

次に、議案第69号 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定についてを議題いたします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(斎藤 優君)

議案第69号 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定につきまして補足説明を申し上げます。

本会計は、下水道の整備により町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、地域河川の水質汚濁を防止することにより豊かな自然環境の保全を図るための事業会計でございます。平成21年度に下水処理場として三戸浄化センターが元木平冷水地区に完成

し、平成22年4月から公共下水道の供用を開始してございます。

268ページをお願いいたします。初めに、令和6年度における事業の概要につきましてご報告を申し上げます。公共下水道におきまして、処理区域面積は124.4ヘクタール、処理区域内人口は2,375人となり、前年度に比べ処理区域面積は変わらず、処理区域人口は53人の減少となりました。

現状を踏まえ、より一層の経営状況の改善が必要であることから、計画的に下水道整備事業を推進し、公共水域の水質と生活環境の改善を図ってまいります。今後は、下水道施設の長寿命化対応、経営課題等を克服し、安定してサービスを提供すべく事業を進めてまいりますが、老朽化する施設の維持更新費用は増加するものと考えられます。

それでは、決算報告書につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、258ページ、259ページにお戻り願います。決算報告書の（1）、収益的収入及び支出でございます。本報告書に記載の決算額は、消費税及び地方消費税を含む額となってございます。

それでは、収入からご説明を申し上げます。決算額の欄を御覧ください。なお、額につきましては、これ以降1,000円未満を切り捨てて申し上げますので、ご了承願います。第1款下水道事業収益の決算額は2億3,561万2,000円となっております。内訳でございますが、第1項営業収益は下水道使用料が主なもので2,646万7,000円、第2項営業外収益は補助金、長期前受金戻入などの合計2億914万4,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用の決算額は2億5,358万3,000円となっております。内訳でございますが、第1項営業費用は総係費や管渠施設管理費、処理場施設管理費、減価償却費の合計で2億2,340万9,000円、第2項営業外費用は企業債利息の償還金で2,615万2,000円、第3項の特別損失は402万2,000円となっております。

以上が収益的収入及び支出の概要でございます。

260ページ、261ページをお願いいたします。（2）、資本的収入及び支出でございます。収入からご説明申し上げます。こちらも決算額の欄を御覧ください。第1款資本的収入の決算額は5,951万5,000円となっております。内訳でございますが、第1項企業債5,930万円、第2項負担金21万5,000円でございます。

次に、支出でございますが、資本的支出の決算額は1億3,202万5,000円となっております。内訳でございますが、第1項施設整備費126万5,000円は、公共ます設置工事を実施したものでございます。第2項企業債償還金1億3,076万円は、これまでに借り入れた企業債56件のうち、44件分の元金償還金でございます。

以上、資本的収入及び支出の差引き不足額7,251万円は、引継金、消費税調整額、当年度損益勘定留保資金で補填しております。

262ページ、263ページをお願いいたします。（3）、特例的収入及び支出でございます。特例的収入及び支出は、地方公営企業法施行令の規定により、令和6年度に属する令和5年度分の債権及び債務として整理する未収金及び未払金で、特例的収入の決算額は113万5,000円、特例的支出の決算額は755万7,000円となっております。

264ページをお願いいたします。損益計算書でございます。損益計算書は、事業期間における経営成績を示す決算書でございます。令和6年度は、最終行から3行目、当年度純損失の行に記載のとおり1,602万3,000円の赤字決算となっております。

265ページをお願いいたします。剰余金計算書、欠損金処理計算書でございます。令和6年度末の未処理欠損金は1,602万3,000円のマイナスとなっております。

266ページ、267ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。貸借対照表は、下水道事業における資産、負債、資本を表す表でございます。

268ページをお願いいたします。事業報告書でございます。1の(1)、総括事項につきましては、説明が重複いたしますので、割愛させていただきます。

(2)、経営指標に関する事項でございます。経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を下回る84.4%となってございます。使用料収入と汚水処理費との関係を見る経費回収率は48.22%となっており、料金収入が100%を下回っていることから、汚水処理に係る費用が使用料による収入以外の収入で賄われていることを意味しております。

269ページをお願いいたします。(3)、議会議決事項と(4)、職員に関する事項につきましては、それぞれ記載のとおりとなってございます。

270ページをお願いいたします。2の工事の状況でございます。(1)の建設改良工事では、公共ます設置工事の1件を実施してございます。

271ページをお願いいたします。3の業務、(1)の業務量でございますが、処理区域内人口は前年度比53人減の2,375人、行政人口は前年度比255人減の8,699人、接続済み人口は前年度比18人増の1,236人、接続戸数は前年度比9戸増の572戸、年間の処理水量は前年度比6,833立方メートル増の14万3,484立方メートル、1日平均処理水量は前年度比19立方メートル増の393立方メートル、有収水量は前年度比3,430立方メートル増の14万1,103立方メートルとなっております。

(2)、事業収入に関する事項と(3)、事業費用に関する事項につきましては、決算報告書でご説明を申し上げましたので、割愛させていただきます。

272ページをお願いいたします。4の会計、(1)の重要契約の要旨でございますが、1件500万円以上の委託契約につきまして記載してございます。

(2)の企業債及び一時借入金の概況、①の企業債でございますが、令和5年度末の残高は19億3,481万7,000円で、令和6年度は資本費平準化債等として5,930万円の借入れを行い1億3,076万円の償還を行いましたので、前年度末残高は18億6,335万6,000円となっております。

(3)のその他主要な事項の他会計負担金等の使途でございますが、一般会計から収益的収入に1億2,646万5,000円を繰り入れてございます。

273ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書は、下水道事業における資金の流れを表したものでございます。最終行から3行目に記載の資金増加額479万5,000円は、財務活動等によって令和6年度に増加した資金額で、期末残高は最終行に記載の1,465万9,000円となっております。

274ページをお願いいたします。収益費用明細書でございます。このページから277ページまでは、271ページの(2)の事業収入に関する事項、(3)の事業費用に関する事項の明細となってございます。

278ページ、279ページは、固定資産明細書及び企業債明細書でございます。企業債明細書につきましては、272ページの(2)の①、企業債の明細となってございます。平成18年度から令和6年度までの発行総額29億2,490万円のうち、令和6年度末の未償還残高は18億6,335万6,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木 和志委員

268ページ、事業報告書、概況（1）、総括事項、ア、業務状況の文言の中にあります中段のところの、「より一層の経営状況の改善が必要であることから、計画的に下水道整備事業を推進し」という文言がありますが、これは具体的に年度ごとにここまでやるといった計画を今設けているということでしょうか。それが1点。

次の行、「今後は下水道施設の長寿命化対策・経営課題等を克服し」とありますが、この「経営課題等を克服し」は、どのような問題があつてどのように克服していくのか、今時点で想定していることがあればお答え願います……の質問でよろしいでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

1点目のご質問と2点目のご質問が一緒の回答になるかもしれませんけれども、ご答弁させていただきたいと思います。

令和6年度から公営企業会計のほうに移行いたしまして、今回初めての決算ということで、経営状況が明確にされたというところでございます。それを受けまして、公営企業会計に移行するということもあって、経営戦略といったものと、あと下水道に関しましては下水道区域の全体計画とか、あと事業計画の見直しを今実施してございます。そちらの中で、経営をどのようにしていくとか、あと経営に関して下水道区域をどのようにしていくかとか、そういう総体的な全体的なものを検討するための業務というか、そちらのほうを業者等お願いしながら進めてございますので、そちらのほうがまとまりましたら議員の皆様にも、こちらのご報告をさせていただくところで、今はそういう状況になってございます。

○佐々木 和志委員

下水道事業が中断というか、宙に浮いたままになって、相当数期間が空いたのですけれども、それが再び動き出すということだと思うのですけれども、今その計画を練っているというような答弁でありましたけれども、大体何年度以降それが具現化していくか。大体でいいです。答えられる範囲で教えていただきたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

今後の見通しといいますか、どういう計画というところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおりに経営戦略とか、あと区域の見直しといったものを受け、その報告を受けた段階で、町としてどういうふうな方向で行くのかといったところとか、そういうのをまとめる作業が今後出てくることになると思いますので、何年にこういうことをしていくということに関しては今のところ決めていないと、まだ現在のところ分からぬ状況ということでございますので、そちらの計画とか、経営戦略とか、そういうものがまとまってどのようにしていくかというのをこれから検討していくという状況でございます。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

ここで、これまでの審査を踏まえ議員間討議を行うため、午後3時30分再開予定をもって休憩といたします。

(午後 2時44分)

休 憇

(午後 3時30分)

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号から議案第69号までを一括して議題とします。

質疑は終了しておりますので、これより討論及び採決を行います。

まず、議案第62号 令和6年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第62号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 令和6年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第63号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第64号 令和6年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第64号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第65号 令和6年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第65号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第66号 令和6年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第66号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第67号 令和6年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。
これより議案第67号を採決します。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第67号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。
次に、議案第68号 令和6年度三戸町簡易水道事業会計決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。
これより議案第68号を採決します。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第68号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。
次に、議案第69号 令和6年度三戸町下水道事業会計決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。
これより議案第69号を採決します。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第69号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。
以上で本特別委員会に付託されました令和6年度決算認定8件の審査が終了しました。委員各位の協力ありがとうございました。
以上をもちまして決算特別委員会を閉会します。

(午後 3時36分)

署 名

委員会条例第27号の規定によりここに署名する。

決算特別委員会 委員長